

いちき串木野市第一次総合計画 後期基本計画

【後期基本計画の位置付け及び計画期間について】

後期基本計画は、平成19年3月に策定されたいちき串木野市第一次総合計画（目標年度：平成28年度）の基本理念「ひとが輝く・地域が輝く～地域ブランドによる自立したすこやかな都市の創造～」の実現をめざし、平成24年度から目標年度とする平成28年度までの今後5か年の施策について、基本の方針等を各分野にわたり体系的に明らかにした計画です。

基本構想^(※)（10か年） 平成19年度～平成28年度

前期基本計画（5か年）
平成19年度～平成23年度

後期基本計画（5か年）
平成24年度～平成28年度

（※）基本構想については資料編（P66）を御覧下さい。

第1編 分野別振興方向

第1章 住民と行政とのパートナーシップによる『共生・協働のまちづくり』

第1節 コミュニティ^(※)

1) 市民参画と協働の推進

現況と課題	基本的方向	主要施策
少子高齢化や世帯構造の変化、地域のつながりの希薄化などが進む中で、環境、防犯、防災などにおいて様々な地域課題が生じています。さらに、各地域が抱える課題はそれぞれ異なり、市民ニーズ^(※)も多様化・複雑化しており、行政が市全域を一律に対応していくことは極めて困難になっています。 また、国、地方は厳しい財政状況にあるとともに、地方分権・地域主権の動きも進んでいます。 こうした中、地域社会を維持発展させるためには、行政だけの取組では限界があり、地域住民と協働したまちづくりが大切になっています。	市民と行政が情報を共有し、良きパートナーとして連携し、共生・協働のまちづくりの必要性及びボランティア、NPO^(※)等の役割等について市民への理解を深めるとともに、地域にとって真に必要なサービスを地域自らが選択・創造・享受できる市民満足度の高い地域社会をめざし、市民一人ひとりが積極的に市政に参画する市民主体のまちづくりを進めます。 また、住民自治や共生・協働の仕組みをはじめ、行政情報の公開や共有など自治体運営の基本ルールとなる自治基本条例の制定を図ります。	(1) パブリックコメント制度^(※)の活用 (2) 各種委員会委員の公募 (3) 「共生・協働のまちづくり」の必要性及びボランティア、NPO等の役割等の市民理解の促進 (4) 「まちづくり協議会」の設立に対する人的・財政的支援 (5) 自治基本条例の制定

2) コミュニティ活動の充実

現況と課題	基本的方向	主要施策
都市化の進行や生活様式の多様化、社会・生活環境の変化に伴い、市民の連帯感は希薄になりつつあります。 そのため、近年、地域のつながりや相互扶助の精神が薄らいできており、公民館未加入者が増えていることから、市と自治公民館が連携した加入促進の取組を進めることが求められています。 また、自治公民館加入者の少子高齢化により、役員等の人材確保や自治活動の継続が難しくなっています。	(1) コミュニティ活動の推進 市民のコミュニティ意識・連帯感の醸成とともに地域の活性化を図るため、コミュニティリーダーの育成や魅力的なコミュニティ活動に関する情報提供を行います。 	(1) コミュニティ活動の推進 ①コミュニティリーダーの育成 ②コミュニティ活動に関する情報提供 ③各種コミュニティ団体の育成 ④地区まちづくり計画策定・地域活動の支援 ⑤地区担当職員による地域活動支援 ⑥自治公民館活動の支援

※コミュニティ…人々が共同体意識を持って生活を営む一定の地域。地域社会。

※ニーズ…必要性。要求。需要。

※NPO…Non-Profit Organizationの略語で、福祉や環境、まちづくりなどの社会的な課題に営利を目的とせず活動する民間の非営利組織。

※パブリックコメント制度…市の政策形成過程における公正の確保と透明性の向上を図るため、市の各種計画の策定又は重要な変更を行う際に、案の段階で広く市民の意見を募集し、寄せられた意見を参考に計画等の決定を行い、あわせて市の考え方も公表する制度。

地方分権の進展により、自治体の自主的な活動範囲が広がる中で、市民ニーズも多様化し、まちづくりの進め方も行政主導から行政と市民の適切な役割分担のもとで展開していくことが求められています。	(2) コミュニティ施設の整備充実 コミュニティ活動の基礎単位となる自治公民館をはじめ、各種団体の自主活動を助長するとともに、コミュニティ活動の拠点となる交流センター、自治公民館等の施設の整備充実に努めます。 (3) 自治公民館への加入促進 自治公民館の未加入状況や、未加入に伴う課題、原因を調査研究し、自治公民館と連携して加入促進にあたります。	(2) コミュニティ施設の整備充実 ①交流センターの整備・充実 ②自治公民館施設整備の支援 (3) 自治公民館への加入促進 ①自治公民館との連携強化 ②防災無線、広報紙による加入呼びかけ ③未加入者宅へのパンフレット配布 ④宅地建物取引業協会等との連携
---	---	--

3) 広報・広聴

現況と課題	基本的方向	主要施策
本市では、これまで「広報紙」や「おしらせ版」、ホームページ、防災行政無線による広報活動や情報提供に努めてきました。 また、市長が直接、市民に対し市政に関する説明を行い、提言を受けるため「市政報告会」を実施しています。また、公共施設等に「世論箱」を設置し、市民からの要望等を聴取しています。 市民に開かれた市政の推進にあたっては、市民一人ひとりの意見や提言をまちづくりに反映するために、積極的に参画できるような機会をつくる必要があります。そして、市民と行政がそれぞれの適切な役割分担のもとに力をあわせて、よりよい地域社会を形成していかなければなりません。 今後、情報提供への要望はますます高まることが予想されることから、行政の情報は行政と市民の双方が共有すべきであるとの認識に立って、市政運営に努めることが重要です。	(1) 広報機能の充実 市政広報については、「広報紙」、「おしらせ版」、ホームページ、防災行政無線などの広報媒体を活用して効果的な広報活動に努めます。 (2) 広聴機能の充実 市民と行政との相互理解と信頼関係を深めるため、パブリックコメント制度の活用により、行政運営や政策決定過程・成果等についての情報提供に努めるとともに、「世論箱」の設置、インターネットや市長との対話等による身近な広聴活動に努めます。 また、各地区に出かけて市政に関する説明・提言を受ける「市政報告会」等の実施により、市民と行政の双方向型の広聴活動に努めます。	(1) 広報機能の充実 ①広報紙の充実 ②おしらせ版の充実 ③市ホームページの充実 ④防災行政無線の活用 ⑤新たな電子媒体の活用 (ツイッター^(※)・SNS^(※)等開設) (2) 広聴機能の充実 ①パブリックコメント制度の活用 ②世論箱の活用 ③市長との対話機会の充実 

※ツイッター …… 個々の利用者が短い投稿（ツイート）をして、閲覧共有できる通信サービス。

※SNS …… Social Networking Service（ソーシャルネットワーキングサービス）の略語で、インターネット上で人と人とのつながりを促進・サポートするコミュニティ型の会員制のサービス。

第1部 後期基本計画

4) 人権尊重・男女共同参画社会^(※)の実現

現況と課題	基本的方向	主要施策
我が国においては、日本国憲法が保障する基本的人権の確立とその擁護を図るために、人権に関する諸制度の整備や各種施策が実施されています。 しかしながら、我々の社会には、ドメスティック・バイオレンス(DV)^(※)、ストーカー行為、子どもや高齢者に対する虐待、財産権の侵害、障がい者や外国人に対する偏見や差別など多くの人権問題が生じています。 このようなことから、学校、家庭、地域社会において人権尊重の理念と重要性についての理解を深めるために、教育及び啓発活動を通して人権を尊重する地域社会を築いていく必要があります。 そのような中、本市では男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画基本法に基づき、平成20年に男女共同参画基本計画を策定し、取り組んできました。しかしながら、それを社会に根づかせるまでには至っておらず、固定的性別役割分担意識からくる男女間格差や政策・方針決定過程への男女共同参画の取組など多くの課題があります。 男女共同参画社会の実現は、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会を作ることであり、そのためには、本市の次期「男女共同参画基本計画」の策定とともに、講座の開催や広報啓発などにより、市民に男女共同参画社会の形成に向けて意識の向上を図る必要があります。	(1) 性別による役割分担意識を是正し、男女が個人として尊重され、その能力を十分に発揮できる社会づくりを進め、あらゆる分野での政策、方針決定過程への男女共同参画を促進します。 (2) 施策の推進にあたっては、市民の代表で立ち上げた男女共同参画推進懇話会からの提言を盛り込んだ次期「いちき串木野市男女共同参画基本計画」を策定し、計画に基づき、様々な取組を進めます。 (3) 市民一人ひとりが基本的人権を尊重し、互いに支え合い、共に生きることができ社会的な形成をめざして、人権教育、啓発活動に長期的に取り組めます。	(1) 男女共同参画社会の形成に向けた講演会、研修会の開催及び広報・啓発の充実 (2) 次期「いちき串木野市男女共同参画基本計画」策定 (3) 人権に対する正しい理解と認識の促進に向けた人権教育・人権啓発の推進及び人権相談の充実 (人権の花運動・人権フェスタ・人権相談所の開設)



※男女共同参画社会…男女が社会の対等な構成員として、自らの意思により社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、均等に政治的・経済的・社会的及び文化的利益を享受し、かつ共に責任を担うべき社会。

※ドメスティック・バイオレンス(DV)…配偶者等や交際相手からの暴力のこと。暴力には身体的暴力だけでなく、精神的、経済的、社会的暴力などが含まれる。

第2節 行財政

1) 効率的・効果的な行政運営

現況と課題	基本的方向	主要施策
地方分権の進展や少子高齢化、情報化などの社会経済情勢の変化に伴い、ますます複雑・多様化する行政需要に対応するため行政改革推進計画を策定し、機構改革や指定管理者制度の導入などに取り組んでいます。 しかし、本市を取り巻く状況は、少子高齢化の進行による生産年齢人口^(※)減少や景気低迷等により自主財源、依存財源ともに減少するなど、依然として厳しい状況下にある中、複雑化・高度化する市民ニーズを踏まえ、質の高い行政サービスを提供し、共生・協働のまちづくりの浸透を図るため、職員一人ひとりがより一層の強い自覚を持って、市民の理解を得ながら第二次行政改革推進計画の着実な実施に取り組み、効率的・効果的な行政運営を更に進めていく必要があります。	市政の発展と市民福祉の向上のため、行政改革の推進にあたって最大限の努力をするとともに、取組状況等を公表するなど、より公平で開かれた市政運営を推進し、市民の理解と協力のもと、効率的・効果的な行政運営の確立に努めます。 	(1) 第二次定員適正化計画の推進 (2) 簡素で効率的な組織機構の見直し (3) 人事評価制度の適正な実施と職員の適材適所配置 (4) 社会経済情勢に適合した事務事業の見直し (5) 職員研修の充実、国・県等への職員派遣・交流や人事管理を含めた人材育成基本方針の推進

2) 健全な財政の運営

現況と課題	基本的方向	主要施策
本市財政は、市税等の自主財源が少なく、補助金や地方交付税に依存した財政運営となっており、厳しい財政状況に対応するため行政改革大綱を策定し、健全な財政運営に取り組んでいます。 歳出は、人件費、公債費及び扶助費の義務的経費が多く、弾力性の乏しい財政構造となっているのに加え、地方分権の進展に伴う処理業務の拡大、少子高齢化の影響、さらには市民の行政サービスに対する需要の複雑多様化に対応するための経費増など、行政コストも増加傾向にあります。 歳入では、今後、合併自治体に対する地方交付税の優遇措置も平	厳しい財政状況に適切に対応していくため、総合的かつ長期的な視点を持ち、財政改善計画に沿って、より一層健全で効率的な財政運営を進めるとともに、自立性を高める安定した財政基盤の確立を図るなど、持続可能な財政構造への転換を図っていきます。	(1) 中長期的展望に立った計画的な財政運営の推進 ①財政改善計画の進行管理 ②計画的な起債と適正な選択 (2) コストの縮減・合理化 ①職員のコスト意識の向上 ②入札制度の透明化・適正化の推進 ③補助金等の見直し (3) 自主財源の確保 ①市税等の収納率の向上 ②市有財産の有効活用 ③使用料・手数料の適正化

※生産年齢人口…15歳から64歳までの人口のこと。

第1部 後期基本計画

成28年度から5年間で段階的に削減されることとなっています。また、地方交付税をはじめとする国の財政対策が不透明であり、不足分を補うだけの市税等の収入増も見込めないことから、厳しい財政状況が続くものと予想されます。 このような状況に適切に対応するためには、健全で効率的な財政運営を進め、長期にわたって安定した財政基盤を確立していくことが課題となります。	公営企業の運営等も含めて、業務運営の合理化、効率化等により歳出の削減を図るとともに、国等への地方財源についての要請を行いながら、自主財源確保策の強化に努めます。	(4) 公営企業等の健全経営 ①公営企業、開発公社、一部事務組合等の健全経営
---	---	--

【財政状況（一般会計）】

年度 区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	説 明
財政力指数	0.43	0.45	0.45	0.44	0.43	普通交付税の算定に用いた基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の3か年の平均で、高いほど財政に余裕があるとされる。
経 常 収 支 率	97.3	98.2	95.9	92.3	88.3	財政構造の弾力性を示す指標であり、人件費、公債費等の経常経費に、税、普通交付税等の経常的な一般財源が充当された割合で、比率が低いほど弾力性が大きいことを示す。
実質公債費率	17.7	17.5	16.4	15.2	13.4	公債費比率に、公営企業会計の元利償還金への一般会計からの繰出金等を加味した起債制限等を行う指標。18%を超えると許可団体へ移行する。3か年の平均値。
将 来 負 担 率		158.8	121.4	111.6	91.0	損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で、350%が早期健全化基準とされている。

3) 広域行政の推進

現況と課題	基本的方向	主要施策
本市はこれまで、鹿児島広域市町村圏協議会、かごしま川西薩地域振興協議会、薩摩半島地域開発協議会等により、関係市町村と連携を図りながら広域的な取組を行ってきました。 このような中、国は定住自立圏構想による新たな広域行政を推進しているところであり、今後は広域行政の必要性和その目的を踏まえ、関係市町村との調整を図りながら調査研究していく必要があります。 また、現在、し尿処理や火葬業務等については、日置市と一部事務組合を設置し、広域的な取組を行っていますが、消防については、県が策定した消防広域化計画により、広域化に向けての検討が急務となっています。	高速交通体系の進展や高度情報化の急速な発達などによる日常生活圏の広域化や、行政需要の高度化・多様化に対応するため、関係市町村と連携を図りながら、地域の振興に取り組めます。 また、本市の個性を生かしながら、役割と機能を分担し、豊かで活力のある広域的な地域社会の形成に努めます。	(1) 広域行政の積極的な推進 ①広域的な行政課題に係る調査研究の推進 ②交通・通信・観光等広域的な連携体制の充実 ③消防広域化の推進 (2) 国・県・周辺市等との連携強化 ①広域的事業の円滑な推進を図るため、国・県・周辺市等との連携強化と協力の要請

第2章 健康で文化的な生活を営める『元気で安心できるまちづくり』

第1節 生活環境

1) 環境の保全

現況と課題	基本的方向	主要施策
今日の環境問題は、地球規模的な課題として人類全体で取り組まなければならないものとなってきましたが、個別的にはその認識はまだまだ薄いものと言わざるを得ない状況にあります。 本市は海、森林、河川等の自然環境に恵まれています。これらの自然環境は本市の市民生活や産業等に大きく貢献してきており、今後のまちづくりを進めるうえで、生活環境や産業振興などの様々な場面での環境負荷の軽減を意識した施策展開が必要となります。 そのため、環境と共生するライフスタイル^(※)づくりをめざすとともに、合併処理浄化槽の設置促進や下水道の普及拡大、河川の浄化活動（悪臭防止）、地球温暖化防止や廃棄物処理システムの活用など自然環境保全に向けた取組を強化する必要があります。 また、「いちき串木野市環境基本条例」及び「いちき串木野市市民の手による美しいまちづくり推進条例」が制定されたことから、市・事業者及び市民が一体となって環境の保全に努めることが必要となっています。 	市民が安心できる健やかな環境を確保し、自然環境の保全を図っていくために、環境保全に対する施策を充実します。 (1) 環境基本計画の推進 (2) 環境保全に関する市民の意識啓発 環境保全を推進するにあたっては、市民の理解と協力が不可欠の要素であるため、環境に対する市民の意識啓発を図ります。 (3) 環境保全に関する指導及び監視の強化充実 公害の未然防止及び環境保全対策として、広報・啓発・指導・監視の強化充実を図ります。 (4) 河川等公共用水域の水質の保全対策 河川の水質浄化対策として、公共下水道事業の推進、合併処理浄化槽整備の促進及び事業所排水に対する汚水処理に関する指導の強化を図ります。	(1) 環境基本計画の推進 (2) 環境保全に関する市民の意識啓発 ①環境学習の推進と市民の自然環境への意識啓発 (3) 環境保全に関する指導及び監視の強化充実 ①小中学生を対象とした環境意識の醸成 ②ボランティア団体の育成 ③ウミガメ保護監視活動の推進 ④河川の浄化活動（悪臭防止）の促進 ⑤CO₂の削減行動の促進 (4) 河川等公共用水域の水質の保全対策 ①公共下水道の整備推進 ②合併処理浄化槽の整備促進 ③公害対策事業の推進 ④河川・工場排水等の水質検査の充実

※ライフスタイル…生活様式。特に、趣味・交際などを含めた、その人の個性を表すような生き方。

第1部 後期基本計画

2) ごみ処理の充実

現況と課題	基本的方向	主要施策
ごみ処理については、環境保全、循環型社会の形成の必要性が高まっていることから、行政、事業者及び市民がそれぞれの役割を果たし、適切に取り組むことが求められています。 このため、環境問題に対する意識の高揚を図るとともに、国が進める「世界に発信するわが国の循環型社会づくりへの改革」をテーマに、「我が国と世界をつなげる3R（リデュース、リユース、リサイクル^(※)）の環」運動の推進、すなわち廃棄物の発生の減量化・再利用・リサイクルの推進、及び求められている環境を考慮した「グリーン購入^(※)」を今後も積極的に推進していくことが重要です。 さらに、廃棄物処理やリサイクルでは、熱回収（サーマルリサイクル）、廃棄物の適正処理といった部分にも踏み込んでおり、環境に配慮した新エネルギー^(※)の導入に関しても、今後検討する必要があります。 また、これまで指定ごみ袋制度を導入し、市民に廃棄物の分別収集の徹底を図るとともに、資源ごみの分別収集に努めてきていますが、一般廃棄物最終処分場が平成27年度で満杯となる予定であることから、新たな最終処分場の整備を図る必要があります。	(1) 市民への資源ごみ分別収集の啓発など、ごみの減量化及び再資源化の促進に積極的に取り組みます。 (2) 最終処分場の延命に努めるとともに、新たな最終処分場の整備を図っていきます。	(1) ごみ減量及び再資源化の促進 ①指定ごみ袋制度の推進 ②資源ごみ分別収集の推進 ③廃品回収活動の促進 ④マイバッグ運動の推進 ⑤電気式生ごみ処理機購入設置費補助金制度の推進 ⑥ごみの不法投棄監視制度の充実 ⑦ごみ処理施設の周辺環境整備と保全 (2) 最終処分場の建設 ①ごみ処理基本計画の推進 ②最終処分場の整備



【本市のごみ処理量の推移】

年度			平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
区分								
全市総排出量			トン	11,340	11,417	11,301	11,106	10,842
処 理 内 訳	市 収 集	可燃	トン	5,584	5,621	5,776	5,722	5,612
		不燃	トン	313	313	277	267	270
		資源	トン	1,489	1,543	1,462	1,380	1,166
		粗大	トン	98	140	94	88	90
	そ の 他 処 理	可燃	トン	2,942	2,980	2,894	2,902	2,947
		不燃	トン	182	164	159	151	131
		資源	トン	377	328	299	278	273
		粗大	トン	355	328	340	318	353
1 日 当 た り 排 出 量			トン	31	31	31	30	30
1 人 1 日 当 た り 排 出 量			グラム	950	963	978	956	964

※リデュース、リユース、リサイクル…リデュースは「減らす」、リユースは「繰り返し使う」、リサイクルは「再資源化」。

※グリーン購入…製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して必要性をよく考え、環境への負担ができるだけ少ないものを選んで購入すること。

※新エネルギー…太陽光発電、風力発電、廃棄物発電、バイオマス発電など、これまでの火力・水力・原子力等に代わる地球環境への影響の小さいエネルギー（動力）。

3) 水道の安定供給

3) - 1 上水道

現況と課題	基本的方向	主要施策
上水道は、水源として五反田川伏流水及び伊倉ヶ迫を中心とする地下水により、計画給水量の16,640m³/日を確保しています。 第5次拡張変更事業により野下口の新たな水源を確保し、また、大蘭系統の施設と山之神浄水場の老朽化した機械室の整備を進めるとともに、八房地区への送配水管の整備を図りました。 さらに、未普及地区及び高台地区の普及は図られたものの、建設当時の古い施設がすでに耐用年数を経過しているため、今後、早急に整備を行う必要があります。 また、水質については、主水源である伊倉ヶ迫系地下水の塩水化対策と五反田川伏流水の渇水期における取水量の確保を図りながら水質の向上に努める必要があります。 市来地域の地下水を活用した第6次拡張事業を平成22年度に導入し、平成26年度完了に向けて計画的に実施しています。 また、本市水道事業のめざすべき将来像を描きその実現のための方策等を示すものとして、平成21年3月に策定した「地域水道ビジョン」に基づき、今後、災害時にも水の供給ができるよう耐震化計画を策定する必要があります。	市内全域にわたる公共水道を基本とし、地域に対応した給水を進めます。 水資源の開発調査を実施するとともに、水道施設の整備拡充、老朽配水管の改良、おいしい水の供給など、安定給水に努めます。 (1) 上水道事業の経営安定 上水道の新設・改良・維持管理等には、多額の資金が必要となることから、事業の推進にあたっては、国の助成を活用しながら経営の合理化を更に進めるとともに、水道料金の適正化を図り持続的に安全な水の安定供給ができるよう経営を行います。 (2) 水道施設の耐震化計画の策定 今後の、本市水道に関する重点的な政策課題と具体的な施策及び方策を示す「地域水道ビジョン」に基づき、災害に強い水道施設の構築を図るため、耐震化計画を策定します。 (3) 上水道施設の整備 ①浄水場施設の整備 安定した水を供給するために、老朽化した施設の整備を実施します。 ②水質の向上と水資源の確保 取水上流域での合併処理浄化槽の事業推進を図り、水質の向上に努めます。 また、市来地域の豊富な地下水を活用し、安定した水源の確保を行います。 (4) 簡易水道事業等との統合 広域的に安定給水を図るため、平成28年度を目途に簡易水道事業等との統合を図ります。	 (1) 上水道事業の経営安定 ①水道事業経営の合理化の推進 ②水道メーターの2か月検針の検討 (2) 地域水道ビジョンを基本とし、重要な公共施設、医療施設、災害時避難所等を最優先した水道施設の耐震化計画の策定 (3) 上水道施設の整備 上水道第6次拡張事業（平成22年度～平成26年度）の推進 ①上水道区域の見直し ②水源の開発 ③送水管の布設 ④配水池の新設 (4) 簡易水道事業等との統合

第1部 後期基本計画

【上水道の概要】

第6次拡張変更計画

計画期間	平成22年度～平成26年度
計画給水人口	20,000人
計画給水量	16,640㎥ / 日

水源

五反田川伏流水	3,600㎥ / 日
野下口坑口湧水	2,133㎥ / 日
下小屋原地下水外11箇所	14,555㎥ / 日
計	20,288㎥ / 日

平成22年度実績

給水人口	19,464人
日最大給水量	10,920㎥ / 日
区域内の普及率	99.81%

3) - 2 簡易水道

現況と課題	基本的方向	主要施策
本市は、串木野地域の羽島・生冠・荒川地区、市来地域の中央・大里地区において、簡易水道事業により安定した水を供給しています。 羽島・生冠・荒川地区の簡易水道は、ほとんどが新しい施設であることから、引き続き適切な維持管理に努め、計画的に施設の更新を図っていますが、中央・大里地区の簡易水道については、施設の更新が進まないところもあり、年次的な施設の改良が必要となっています。 さらに、地震、土砂崩れ等の自然災害に対応するため、水道施設の耐震化計画を策定し、計画的に整備していく必要があります。 また、国の方針に従い、広域化による安定給水及び経営の安定化を図るため、平成28年度までに上水道との統合を図る必要があります。 さらに、人口減少等により収入減少も見込まれることに対応し、事業の合理化、維持管理経費の削減を図りながら計画的に事業を実施していく必要があります。	施設が新しい地区については、適切な維持管理に努め、計画的に施設の更新を図るとともに、施設の老朽化が進んでいる地区については、年次的な施設の改良を図ります。さらに、水道施設の耐震化計画を策定し、計画的に整備していきます。 平成28年度を目途に、上水道事業との統合を図り安定したおいしい水の供給に努めます。 さらに、使用水量の減少による収入減少見込み等に対応し、持続的に安定した水の供給ができるよう、事業の合理化・維持管理経費の削減を図ります。	(1) 水道施設の適切な維持管理と更新・長寿命化 (2) 水道施設の耐震化計画の策定 (3) 上水道事業との統合 (4) 事業の効率化・合理化

【簡易水道の概要】

(平成22年度末現在)

羽島地区簡易水道		生冠地区簡易水道		大里地区簡易水道	
給水人口	2,028人	給水人口	1,878人	給水人口	1,635人
日最大給水量	1,055㎥/日	日最大給水量	673㎥/日	日最大給水量	732㎥/日
普及率	99.90%	普及率	98.79%	普及率	97.85%
荒川地区簡易水道		中央地区簡易水道			
給水人口	371人	給水人口	4,774人		
日最大給水量	234㎥/日	日最大給水量	3,047㎥/日		
普及率	100.00%	普及率	99.42%		

4) 下水道・生活排水・し尿処理の充実

4) - 1 下水道・生活排水

現況と課題	基本的方向	主要施策
住民の快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全の観点から、串木野地域の市街地を中心に公共下水道の整備を進め、また、市来地域の戸崎・崎野公民館においては漁業集落排水施設を整備してきています。さらに、その他の地区においても合併処理浄化槽の設置が進み、公衆衛生の向上のみならず公共用水域の水質改善が進んできています。 これらを合わせた汚水処理人口は平成22年度末現在で20,508人となり、全人口30,778人に対する汚水処理人口普及率は66.6%となっています。 今後、より一層の公共用水域の水質保全及び生活環境の向上を図るためには、下水道認可区域内の水洗化率の向上と、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切替の促進を図る必要があります。 公共下水道の全体計画の内、未認可区域（498ha）については、住宅が点在地区となっていることや、区画整理事業の実施時期が未定であることを踏まえ、費用対効果の観点から、計画の見直しが必要な状況になっています。	河川や海の生態系にも配慮しながら、公共用水域の水質保全に努め、住民の快適な生活環境の確保を図るため、地域性、経済性を勘案し、効率的かつ適正な整備手法の選定を図ります。 (1) 公共下水道事業の認可区域（340ha）については、平成26年度を目標年度として整備を進めます。また、全体計画の未認可区域（498ha）については、住宅の点在地区で費用対効果の少ない場所や区画整理事業が未整備なことなどを踏まえ、計画を休止し、合併処理浄化槽の設置を促進します。 (2) 戸崎漁業集落排水事業区域については、管理組合と連携し、水洗化率の向上を図ります。 (3) 公共下水道認可区域、戸崎漁業集落排水区域以外については、合併処理浄化槽の設置を促進します。 (4) 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の支援強化を図ります。	 (1) 公共下水道事業 ①終末処理場の長寿命化計画の策定及び実施 ②生活排水処理基本計画の策定 ③公共下水道認可区域の水洗化率の向上 (2) 戸崎漁業集落排水事業区域の水洗化率の向上 (3) 合併処理浄化槽設置の促進強化 ①上乗せ補助の実施 ②単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の支援強化

【公共下水道事業の概要】

事業認可	昭和62年1月28日	摘 要
供用開始	平成5年3月31日	
全体計画面積	838ha	
許可面積	340ha	
計画人口	11,060人	事業認可
排水方式	分流式	
整備状況	整備面積	314.96ha
	整備率	92.6%
	処理区域内人口	11,232人
	普及率	36.5%
	水洗化人口	9,494人
	水洗化率	84.5%

(整備状況は、平成22年度末現在)

第1部 後期基本計画

【戸崎漁業集落排水事業の概要】

事業認可	平成6年度	摘 要
供用開始	平成16年4月1日	
計画集落人口	423人	
整備世帯数	120世帯	
処理区域内人口	334人	
普及率	1.1%	処理区域内人口÷人口 (30,778人)
水洗化人口	284人	
水洗化率	85.0%	水洗化人口÷処理区域内人口

(整備状況は、平成22年度末現在)

【合併処理浄化槽の整備概要】

住宅用合併処理浄化槽設置済人口	8,942人	摘 要
普及率	29.1%	住宅用合併処理浄化槽設置済人口÷人口 (30,778人)

(整備状況は、平成22年度末現在)

4) - 2 し尿処理の充実

現況と課題	基本的方向	主要施策
し尿処理施設は、いちき串木野市・日置市衛生処理組合で運営されています。 老朽化していた施設を、平成10年度に処理能力58キロリットル/日の新しい施設に更新し、平成11年4月1日からし尿及び浄化槽清掃汚泥の効率的、安全、安定した処理がなされています。 今後も、し尿処理施設の適正な維持管理に努めるとともに、施設周辺地域の環境条件との調和を図ることが重要です。	施設の適正な維持管理に努め、し尿等の適正処理を行うとともに、収集について市民サービスの向上を図ります。 	(1) し尿処理施設の適正な維持管理 (2) し尿等の収集サービスの向上 (3) 周辺環境の整備の推進

5) 住環境の整備

現況と課題	基本的方向	主要施策
本市は、美しい景観と海の幸の恵みをもたらす東シナ海、霊峰冠岳をはじめとする山々等、豊かな自然環境を有しています。古くは日本有数の金山として栄え、県内でも有数の規模を誇る西薩中核工業団地への企業立地も見られ、工業団地に隣接する串木野新港や、串木野漁港外港等の産業基盤の整備もされています。 また、南九州西回り自動車道の2つのインターチェンジ、さらに鉄道では市内に3駅を有する恵まれた交通アクセスを生かし、ウツ	自然環境との調和を基本としつつ、秩序ある土地利用を図りながら、土地区画整理事業の推進や民間活力の積極的な導入による優良宅地の適正な開発に努めます。あわせて、公園・緑地については、防災面を考慮しつつ、水や緑などの資源を活用しながら、市民の憩い・健康増進の場となるように整備を進めます。	(1) 計画的な土地利用の推進 ①都市計画マスタープランの策定 ②各種計画に基づく適正な土地利用の促進 (2) 公営住宅の整備推進 (3) 公園・緑地の整備 (4) がけ地近接等危険住宅移転の促進

ドタウン団地、小城団地等の住宅団地や総合運動公園が整備されています。 これらの恵まれた資源・交通アクセスを生かし、神村学園前駅東側の開発促進など、民間活力を積極的に導入しながら、個性豊かで魅力的な住環境の整備が求められています。		(5) わかりやすい住居表示等の実施
--	---	---------------------------

6) 火葬場・墓地の適正な管理

現況と課題	基本的方向	主要施策
火葬場は、いちき串木野市・日置市衛生処理組合で運営されています。 墓地には、市有墓地2箇所と、地域住民が自ら管理する共同墓地並びに宗教法人等が経営する墓地があります。 市有墓地は、墓参者の利便性を図るため、これまでも施設改良を行ってきましたが、今後の墓地の需要に対しても対応できるよう、整備を進める必要があります。 また、市内に点在する共同墓地に対しては、環境整備や災害復旧工事等に対する助成等を行っており、今後も充実していく必要があります。	(1) 火葬場については、引き続き適切な管理運営に努めます。 (2) 墓地需要への対応及び墓参者の利便を図るため、市有墓地の施設の改善や環境整備に努めます。 (3) 共同墓地の環境整備の促進に努めます。	(1) 火葬場の適正な管理運営 (2) 墓地の環境整備の推進 ①市有墓地の歩道、水道、街灯、駐車場等施設整備の推進 (3) 共同墓地の環境整備の促進及び支援の充実

7) 消防・防災の充実

7) - 1 消防

現況と課題	基本的方向	主要施策
本市における常備消防は、本部1署、1分遣所、職員48名体制で組織し、ポンプ車、はしご車、化学車、高規格救急車等を配備しています。 また消防団は、13分団、定数297名で組織され、各分団にポンプ車、小型ポンプ等を配備して災害に強いまちづくりの推進に寄与しています。 今後は、近年の高齢化社会における救急需要への対応、大型店舗、地下石油備蓄基地等危険物施設における大規模災害及び地震、津波、	火災等災害から市民の生命・財産を守り、市民に安心・安全を与えるため防火思想の啓発に努め、地下石油備蓄基地等の危険物施設や防火対象物における自衛消防体制の充実を図るとともに、地震、津波等大規模かつ多様化する各種災害に対応するため、消防防災訓練の実施や消防設備・施設の整備を行い、総合的な消防力の充実強化を図ります。 業務の高度化に対応し、効率化を図るため、消防広域化に向け取り組みます。	(1) 予防行政の充実 ①不特定多数が出入りする防火対象物の消防用設備等の維持管理及び防火管理体制の強化 ②防火座談会の実施や住宅用火災警報器の普及促進 (2) 危険物行政の充実 ①地下石油備蓄基地の特定防災施設、防災資機材及び地下水位観測孔等の防災点検の実施

第1部 後期基本計画

風水害等の自然災害、さらにNBCR災害[※]、武力攻撃に係る避難誘導など、これらの多種多様な災害に対応するため、職員の技術向上とともに消防設備・施設の充実強化が必要となっています。

また、電波法の改正に伴い消防・救急無線のデジタル化への移行及び広域・協同化と併せて消防広域化の対応も急務となっています。

さらに、地域防災の中核である消防団員は、少子高齢化等の影響で減少し、団員の確保が難しい状況であることから、地域市民が消防団に参加しやすい活動環境づくりや女性消防団員の加入を図るなど、消防団員の確保が課題となっています。



- ②鹿児島県石油コンビナート等防災計画に基づく防災訓練の実施
- ③その他危険物施設の定期点検の促進及び立入検査の強化

(3) 救急業務の充実

- ①救急救命士の養成
- ②高度救命処置用資機材の整備
- ③市民に対する応急手当及び普通救命講習会の実施
- ④ドクターヘリの適切な活用

(4) 消防設備・施設の整備

- ①消防・救急無線のデジタル化対応
- ②消防車両・資機材・消防水利の整備

(5) 消防職・団員の教育訓練の充実

- ①消防合同演習の実施
- ②基礎的及び専門的な教育訓練

(6) 消防団員の確保

- ①消防団に参加しやすい活動環境づくり
- ②女性消防団員の加入促進

(7) 消防広域化の推進

- ①広域化協議会の設立・調整

【消防職員・消防施設・装備の状況】

(平成23年4月現在)

消防署	職 員	48人
	消防ポンプ自動車	4台
	化学消防車	1台
	梯子付消防車	1台
	救助工作車	1台
	高規格救急自動車	2台
	救急自動車	1台
	指揮連絡車	1台
	運搬車	2台
	小型ポンプ積載車	1台

消防団	分団数	13分団
	団員数	275人
	消防ポンプ自動車	12台
	小型ポンプ積載車	5台
	指揮連絡車	1台
	小型動力ポンプ	14台

消火栓	536箇所
防火水槽	295箇所

※NBCR災害…「核物質」「生物剤」「化学剤」「放射性物質」災害の略語。

7) - 2 防 災

現況と課題	基本的方向	主要施策
本市は、自然条件からみて水害、土砂災害、台風、高潮、地震、津波等による災害が発生しやすい状況にあります。また、串木野国家石油備蓄基地は石油コンビナート等特別防災区域として指定され、さらに本市は川内原子力発電所の隣接市でもあります。 災害の未然防止と市民の安全を守ることは行政の基本的な責務であり、きめ細かで効果の高い防災対策を総合的に推進するための体制づくりと災害に強いまちをつくる基盤整備が極めて重要な課題となっています。 また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は甚大な被害をもたらし、これを踏まえた市防災計画及び原子力防災計画の見直しが急務となっております。 災害はいつ起こるか分からないことから「自らの生命・財産は自ら守る」という防災の原点に立ち、自主防災組織の確立と、市民が安全で安心して生活できる地域防災体制の確立が必要です。 基盤整備においては、河川改修、急傾斜地対策、海岸保全事業などを行ってきているものの、まだ災害発生の恐れがある危険箇所や河川等の未調査箇所もあり、これらの安全対策・整備充実をさらに進めるとともに、防災行政無線施設及び震度情報ネットワーク等を活用し、効果的な災害情報伝達に努める必要があります。	災害から市民の生命・財産を守り、安全で快適な市民生活の確保を図り、災害に強いまちづくりを進めるため、また東日本大震災を踏まえ、いちき串木野市地域防災計画の充実・見直しを行います。 また、災害危険箇所等の年次的な整備、災害時の的確・迅速な防災情報伝達システムの整備を図るとともに、市民の防災意識の高揚を図り、総合的な防災体制の確立を図ります。 (1) 防災意識の啓発 水害、土砂災害、台風、高潮、地震、津波等の様々な災害時に安全で的確な避難行動ができるよう防災マップ等を作成・配布し、危険箇所、災害発生予想箇所、浸水想定区域、また、避難所及び津波適応避難場所・避難経路の周知を図るとともに、広報等による啓発活動を推進し、防災意識の高揚に努めます。 (2) 自主防災組織の育成 市民の防災意識の高揚と知識の普及を図るため、広報活動の充実強化、自主防災組織の育成に努め、災害時要援護者の支援や災害の未然防止など地域ぐるみの防災活動を促進します。 (3) 防災基盤の整備 がけ崩れ、土石流等の災害危険箇所の的確な把握に努め、急傾斜地崩壊対策事業、砂防事業、治山事業等各種防災対策事業を導入して危険箇所の解消に努めます。 海岸線の高潮対策については、海岸保全事業、海岸局部改良事業、港湾改修事業等により消波工、防波堤、離岸堤等の防災対策工事の促進を図ります。 (4) 危険住宅の対策 低地帯の浸水防止対策として、都市下水路の整備を進めるととも	 (1) 防災意識の啓発 ①市防災計画の改訂 ②防災マップ等の作成・配布 ③避難所・海拔等の表示 (2) 自主防災組織の育成 ①自主防災組織の育成 ②災害時要援護者支援制度の充実 ③広報活動の充実強化 (3) 防災基盤の整備 ①急傾斜地の保全事業 ②土石流危険箇所の保全 ③山地治山事業の推進 ④河川の整備 ⑤防災ダムの機能充実 ⑥海岸線の保全 (4) 危険住宅の対策 ①常時浸水危険住宅の移転等事業の促進

	に、常時浸水危険住宅移転等事業費補助制度の活用を図ります。 がけ地付近の危険住宅については、がけ地近接等危険住宅移転事業制度等の活用により移転を促進します。 (5) 情報通信体制の整備 電波法改正に伴うデジタル化に向けた防災行政無線の整備を行うとともに、雨量観測システムや震度情報ネットワークシステムのほか、テレビ、ラジオ、インターネットなどを活用した正確で迅速な防災情報の収集・伝達に努めます。 また、J-ALERT（全国瞬時警報システム）を活用し、住民への迅速な情報伝達及び地震発生時等の初動体制等応急体制の確立を図ります。 (6) 原子力防災対策の充実 川内原子力発電所の運転状況、環境放射線調査結果、温排水影響調査結果に関する情報を広く市民に提供するとともに、異常事象が生じた場合には、防災行政無線、テレビ、ラジオ等の多様な情報媒体を活用して正確で迅速な情報提供を行います。 また、福島第一原発事故を踏まえ、原子力防災計画を見直すとともに、国・県・市一体となった原子力防災対策を講じます。 (7) 国民保護計画の推進 平成17年度に鹿児島県が策定した「鹿児島県国民保護計画」との整合を図りながら、外国から武力攻撃を受けるような有事に備え市民の避難・救助方法等について規定する「いちき串木野市国民保護計画」を推進します。 また、国民保護計画が対象とする事態に対し、平素から備えや予防に努めます。	②がけ地近接等危険住宅の移転促進 (5) 情報通信体制の整備 ①防災行政無線の整備充実 (6) 原子力防災対策の充実 ①異常事象対策の充実 ②原子力防災計画の改訂 ③国・県と一体となった原子力防災対策 ④原子力関係機関への安全管理及び安全運転についての要請 (7) 国民保護計画の推進 ①国民保護計画の推進 ②避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する整備 ③物資及び資材の備蓄、整備 ④国民保護に関する啓発
--	--	--

8) 交通安全の充実

現況と課題	基本的方向	主要施策
本市での交通事故発生状況は減少傾向ではありますが、高齢者の事故が増えています。 本市では交通安全市民運動推進協議会を中心に、市民総ぐるみの交通安全運動を推進しながら、交通安全意識の高揚に努め、道路環境の整備、歩道の設置、スクールゾーンの設定その他交通安全施設の充実に努めています。 今後も、交通安全意識の高揚に努めるとともに、安全で快適な生活環境を守るため、交通安全施設の整備や効果的な交通規制等を実施し、高齢者をはじめ運転者・歩行者等それぞれの円滑な通行が保障される総合安全対策を推進する必要があります。 	(1) 交通安全施設の整備 交通安全施設については、公安委員会、警察署、国、県等関係機関と協力しながら施設の整備促進に努めます。 (2) 交通安全市民運動の推進と交通規制の拡充 市民と行政機関とが一体となった交通安全市民運動推進協議会や交通安全協会等の諸団体を推進母体とし交通安全母の会等の協力を得て、交通安全指導の充実、広報活動による交通安全意識の高揚と交通事故防止に努めます。 また、交通規制については、道路交通環境にあった規制の実施を基本に、市街地における車両のスピード制限、駐車禁止などの交通規制の強化、シートベルト、チャイルドシート着用の徹底を図り、運転者・歩行者とも交通ルールの遵守をすすめ、安全な道路環境の整備に努めます。 (3) 高齢者・障がい者等への対応 歩道の整備など各種交通安全施設整備の際には高齢者・障がい者等に配慮した施設の整備を行うほか、高齢者・障がい者等に配慮した参加体験型の交通安全教育を行います。	(1) 交通安全施設の整備 ①通学路の整備 ②歩道の設置改良（バリアフリー化^(※)を含む） ③視距改良（見通しを良くする） ④照明灯の設置 ⑤踏切道の改良 ⑥信号機・交通標識の整備 (2) 交通安全市民運動の推進と交通規制の拡充 ①関係団体と一体となった交通安全についての啓発・事故防止の広報及び街頭指導 ②幼児・児童・生徒に対する交通安全教育 ③交通安全教室の開催、広報活動、街頭指導 ④交通規制の拡充 ⑤交通事故防止の啓発 (3) 高齢者・障がい者等への対応 ①ユニバーサルデザイン^(※)による歩道等の整備 ②参加型交通安全教育の実施

※バリアフリー化…社会のなかに存在する障害（バリア）を取り除くこと。例えば、歩道の段差解消など。

※ユニバーサルデザイン…障がい者・高齢者・健常者の区別なしに、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などをデザインすること。

第1部 後期基本計画

9) 防犯対策の強化

現況と課題	基本的方向	主要施策
市民が安全で安心して暮らせるためには、市民が互いに信頼でき、犯罪のない明るい地域社会を築いていくことが必要です。しかしながら、全国的な傾向として凶悪犯罪や青少年による衝撃的な事件が増加しています。 安全で安心できる市民生活を確保するためには、市民相互の連帯感を高め、地域ぐるみで防犯活動を推進するとともに市民一人ひとりが「自分たちのまちは自分たちで守る」という防犯意識を高めていくことが必要です。 本市では、「安全・安心まちづくり条例」を制定し、個人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす犯罪の防止に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及び所有者等の責務を明らかにするとともに、それぞれの連携及び協力の下に安全・安心まちづくりを推進し、もって安全で安心に暮らすことができる社会の実現に努めています。 これまで防犯対策の一環として、犯罪を防止し、明るく住みよいまちづくりを推進するため、地域安全活動を行っている各地区の防犯団体等を支援するとともに、その育成強化を図り、盗犯予防運動、少年非行防止運動、暴力排除運動など、防犯思想の普及・啓発を進めてきています。 また、明るく安全な地域づくりをめざして、自治公民館等に対し、防犯灯設置費の補助を実施し、夜間における市民の安全の確保と地域における防犯活動の経費負担の軽減を図っています。	防犯に対する意識の高揚を図るため、広報活動の充実や各地区の防犯団体等の育成強化に努めるとともに、防犯灯等の整備充実を促進します。 また、関係機関と連携協力を深め、明るいまちづくりを推進します。	(1) 防犯思想の普及・啓発 (2) 防犯灯等の整備 (3) 防犯団体の育成、関係機関との協力



10) 消費生活の充実

現況と課題	基本的方向	主要施策
近年の経済社会の高度化・複雑化を背景に消費者を取り巻く環境も急速に変化してきています。 インターネットの普及等により、消費者の選択肢は格段に広がる反面、事業者と消費者との間のトラブルは増加の一途をたどっています。 若年層については、社会経験が浅く、契約に関する基礎知識が乏しいことなどから、携帯電話やインターネットによる有料サイトの使用料の架空請求やクレジット社会を背景にした金融トラブルなどに遭うケースが増えています。 また、高齢者については、消費者金融・クレジットなどの融資サービス、架空請求、健康食品や住宅リフォーム等にかかるトラブル相談が多い状況です。 このように、複雑化、悪質・巧妙化する消費者トラブルに対応するには、事業者と対等な立場で交渉することが困難な消費者の利益を擁護するため、相談体制のさらなる充実・強化を図る必要があります。 あわせて、消費者が自主的かつ合理的な判断を行い、消費者被害等を未然に防止するための消費者教育・啓発の充実を図る必要があります。 また、循環型社会形成のため、環境に配慮した消費生活行動を推進する必要があります。	消費者の「生命」「安全」「権利」「財産」を守るための取組を国、県、国民生活センターなどと連携して推進し、消費者被害の防止に努めます。 消費者からの各種相談に対応できる体制を充実するとともに、消費者トラブルの未然防止のため、県消費生活センター等各種機関と連携を取り合いながら、消費者情報の的確な提供に努めます。 さらに、循環型社会の形成をめざし、環境に配慮した消費生活行動を支援していきます。	(1) 消費生活センター機能強化 (2) 消費者への啓発活動の推進 (3) 専門家・警察等との連携強化 (4) 相談員等の人材育成 (5) 環境に配慮した消費生活の推進



第1部 後期基本計画

11) エネルギー対策の推進

現況と課題	基本的方向	主要施策
今日の市民生活を維持していくうえで、電気・石油・ガスなどのエネルギーは欠くことのできないものです。 しかしながら、これらのエネルギー消費の増大が地球環境に大きな影響を及ぼしているとして、温暖化による海面の上昇や異常気象など地球規模での問題となっています。また、福島第一原子力発電所事故を受けて、国のエネルギー政策の見直しが行われており、多様なエネルギー源の確保や環境への適合の面から新エネルギーや省エネルギーの必要性が高まっています。 そのため、公共施設をはじめ、事業所、家庭が一体となって環境に負荷の少ないエネルギーの導入と省エネルギーに積極的に取り組んでいく必要があります。	(1) 新エネルギーの導入促進 地球の温暖化対策に行政・事業所・市民が一体となって積極的に取り組んでいくために、太陽光・風力等の自然エネルギーやバイオエネルギーなどの新エネルギーの導入について、普及・啓発に努めます。また、新エネルギーの導入を進めるため、国・県等関係機関の補助制度の活用と情報の提供に努めます。 (2) 省エネルギーの推進 省エネルギーに市民全体で取り組んでいく必要があることから、市民に対する省エネルギーに関する情報の提供に努め、意識の高揚を図るとともに、省エネルギービジョン推進計画を積極的に進めます。 (3) エネルギーに関する広報活動 国の新たなエネルギー政策に基づき、適切な広報活動を行います。	(1) 新エネルギーの導入促進 ①新エネルギーに関する普及・啓発 ②新エネルギー推進市民会議の運営 ③公用車への低公害車等クリーンエネルギーの導入 ④西薩中核工業団地のメガソーラー^(※)事業への支援など風力発電・太陽光発電・バイオマス等による新エネルギーの導入促進 ⑤国等関係機関の補助制度に関する情報提供 ⑥スマートシティ^(※)化の検討 (2) 省エネルギーの推進 ①省エネルギーに関する市民への啓発 ②省エネルギービジョン推進計画の推進 (3) エネルギー広報活動の充実



※メガソーラー…出力が1メガワット（1千キロワット）以上の大規模な太陽光発電設備のこと。

※スマートシティ…電力の有効利用や再生可能エネルギーの活用を、地域の交通システム、市民のライフスタイルの変革などを複合的に組み合わせた次世代エネルギー・社会システムの概念。

第2節 保健医療福祉

1) 健康づくりの推進

現況と課題	基本的方向	主要施策
(1) 母子保健事業の充実 子どもを取り巻く環境は複雑に変化しており、安心して子どもを生み、また、子どもが健やかに成長していくためには、母子保健の充実は重要な課題となっています。 本市では、次世代育成支援行動計画に基づき、妊娠・出産・育児及び乳幼児保健に対する一貫した保健サービスの提供を実施してきました。 本市においても少子化が進む中、衛生統計では、平成10年に265人であった出生数が、平成21年には228人となり、減少傾向にあります。また、核家族化の進行や、低出生体重児の出生率の増加など、子育てに関する不安を抱える親が増加する傾向にあることから、関係機関・団体等と連携し、子育て支援を推進する必要があります。 (2) 感染症予防対策 近年、医療や保健サービスの充実により、感染症は克服されてきたかにみえていますが、社会の変化や環境の変化により、新興感染症、再興感染症が広がりを見せてきています。 このような状況の中、本市においても、感染症に関する正しい知識の啓発普及と予防接種の受診率の向上を図るとともに、新たに平成22年度からヒブワクチンを、平成23年度から小児用肺炎球菌ワクチンと子宮頸がんワクチンの予防接種の補助事業を実施しており、感染症流行の未然防止に努めています。 特に、平成21年度に発生した新型インフルエンザの流行を踏まえ、新たな感染症対策としての「新型インフルエンザ対策行動計画」を見直すとともに、国・県と連携した感染症危機管理体制の整備を図ることが求められています。	(1) 母子保健事業の充実 母子保健対策は、母親や子どもたちの生命の安全や心身の健康を保持・増進するだけでなく、次世代の市民の健康づくり及び安心して生活できる社会基盤づくりの役割を果たすとともに、将来にわたる社会全体に活力を生み出す重要なものです。 また、子どもたちが心身ともに健やかに育ち、障害や疾患等を持つ子どもたちも地域の中で安心して生活できる基盤を確保することは、社会全体の務めでもあります。 子どもがすこやかに育つまちをめざして、妊娠、出産、育児及び乳幼児保健にいたる一貫した保健サービスを実施するとともに、関係機関・団体等と連携し、子育て支援を推進します。 (2) 感染症予防対策 感染症に関する情報の提供と正しい知識の普及につとめるとともに、新型インフルエンザなど新たな感染症対策も含め国・県と連携を密にし、感染症危機管理体制の整備を行います。 また、各種予防接種や結核検診を実施するとともに、受診率の向上に努めます。	(1) 母子保健事業の充実 ①安心して妊娠、出産ができるための対策 ・妊婦健康診査 ・特定不妊治療費の助成 ②子どもが健やかに育つための対策 ・乳幼児検診 ・家庭訪問 ・歯科検診 等 ③地域ぐるみの母と子の対策 ・母子保健推進員活動の推進 ④思春期の健康対策 (2) 感染症予防対策 ①感染症予防に関する情報の提供 ②感染症危機管理体制の整備 ③各種予防接種の実施 ④結核検診の実施



第1部 後期基本計画

(3) 健康増進事業の充実

本市の主要な死亡原因疾患は、悪性新生物や心疾患、脳血管疾患などの生活習慣病が上位を占め、平成17年～21年のSMR（標準化死亡比）においても、脳血管疾患や心疾患・肺がんが全国と比較して高い傾向にあることから、疾病の早期発見・早期治療に努めるとともに、生活習慣に関する正しい知識の普及啓発を図る必要があります。

本市の国民健康保険の一人当たりの医療費は、平成18年度から県内1位となっており、高額医療費の分析によると、その原因は、糖尿病からの合併症である心疾患・脳血管疾患や人工透析であることから、糖尿病に重点をおいた生活習慣病重症化予防対策に取り組んでいます。

(4) 健康なまちづくりの推進

本市の高齢化率は、29.5%（平成23年4月1日現在）を超え、今後も高齢化の進行が予想されるなかで、高齢化に伴う生活習慣病及びこれらに起因する認知症・寝たきり等の要介護高齢者の増加により、医療費の高い状況が続いています。

このような状況の中、市民の一人ひとりが健康に関心を持ち、乳幼児から高齢者まで、それぞれの年代に応じた望ましい生活習慣を定着させていくとともに、地域における健康づくりを推進していくことが求められています。

また、ストレスの多い現代社会では、だれもが心の健康を損なう可能性があり、身体のみならず、心の健康づくりを推進していく必要があります。

(3) 健康増進事業の充実

各種健診等を実施することで疾病の早期発見・早期治療を図るとともに、生活習慣に関する正しい知識の普及や健康管理に対する指導を行い、壮年期からの健康づくりを促進し、健康寿命の延伸を図ります。

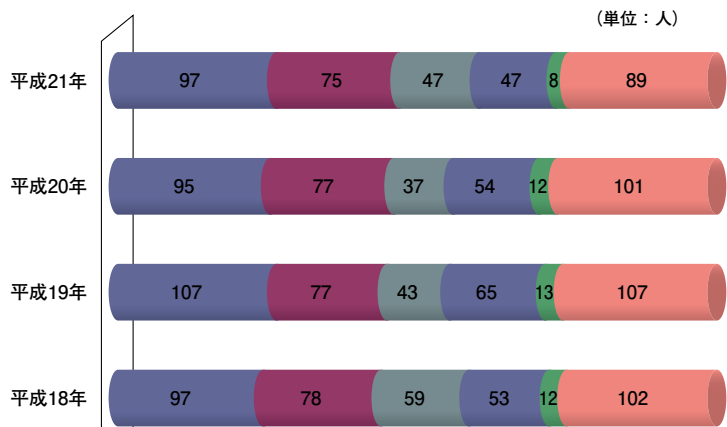
(3) 健康増進事業の充実

- ①健康手帳の交付
- ②健康教育・健康相談の充実
- ③その他各種健康診査の実施
- ④訪問指導の充実

主要死因別死亡者数の推移

■悪性新生物 ■心疾患 ■脳血管疾患 ■肺炎 ■不慮の事故 ■その他

（単位：人）



鹿児島県人口動態調査結果

(4) 健康なまちづくりの推進

市民の健康増進を推進するためには、市民一人ひとりが健康に関心を持ち、それぞれの年代に応じた望ましい生活習慣を定着させていくことが基本ですが、地域の関係機関・団体等が連携して社会全体で健康づくりを推進していくことも重要であることから、本市の「健康増進計画」「食育推進計画」を推進するとともに、地域における健康づくりの取組を支援します。

(4) 健康なまちづくりの推進

- ①「健康増進計画」「食育推進計画」の推進
- ②食生活改善推進事業の実施
- ③運動普及推進事業の実施
- ④健康地域づくり推進員等の研修並びに育成
- ⑤温泉を活用した健康づくりの推進
- ⑥健康なまちづくり推進協議会並びに食育推進委員会の開催
- ⑦地域における健康づくりの取組への支援
- ⑧こころの健康づくりの推進

2) 地域医療体制の充実

現況と課題	基本的方向	主要施策
医師会などの協力を得て、休日夜間の救急医療体制を確保しています。 さらに、他市を含め広域的に疾病・事業別の医療連携体制の構築を図るとともに、今後も市民の生命を守るため、医療体制の充実を図る必要があります。	いつでも迅速で質の高い医療サービスを受けることができるように、救急医療体制の充実に努めます。	(1) 一次救急医療体制の確保 ①日曜祝日夜間在宅当番医制事業の実施 (2) 二次救急医療体制の確保 ①病院群輪番制病院運営事業の実施 ②共同利用型病院運営事業の実施 ③ドクターヘリの適切な活用

3) 子育て支援体制の充実

現況と課題	基本的方向	主要施策
我が国では、平成17年に合計特殊出生率^(※)が、過去最低の1.26となり、平成21年は1.37となりました。 本市においても、平成17年の1.37から平成21年は1.48と上昇していますが、人口を維持していくのに必要な人口置換水準2.08を下回り、少子化が進み、依然として人口減少が続いています。 少子化が進む中、本市では独自に未来の宝子育て支援金制度を創設したほか、子育て支援住宅を整備し、市外からの子育て世帯の定住を促進するとともに、乳幼児医療費を就学前まで無料化するなど、医療費や育児に係る負担軽減を図り、少子化対策に取り組んでいます。 しかしながら、核家族化や夫婦共働き世帯の増加など、家族形態の変化に伴って、様々なニーズが生まれるとともに、乳幼児や児童への虐待などが顕在化しており、関係機関の連携による対応が求められています。 今後も引き続き、子育て支援制度の充実が求められています。	次世代育成支援行動計画に基づき、子育て世代に応じた保健・医療・福祉制度の充実を図ります。 また、児童虐待防止に関する正しい知識と理解の啓発並びに関係機関の連携による情報の共有化などにより、児童虐待の早期発見・早期対応に努めます。	(1) 次世代育成支援行動計画の推進 (2) 子育て支援の充実 ①各種教室の開催や子育て相談員による相談・支援の充実 ②地域子育て支援センター等への運営支援及び子育てサークルの活動支援の充実 ③放課後児童クラブの育成 ④保育所、児童委員、母子保健推進員等との連携による子育て支援ネットワークの形成 ⑤保育体制の充実 (3) 各種助成制度の実施 ①未来の宝子育て支援金制度 ②乳幼児医療費助成事業 ③子ども手当等 ④児童扶養手当 (4) 児童虐待防止、相談体制の強化 ①家庭児童・母子相談員、関係機関の連携の強化と情報の共有化 (5) 児童福祉施設の充実 ①保育所等の施設整備



※合計特殊出生率…女性の年齢別の出生率を合計したもの。1人の女性が一生の間に産む子どもの数を表す。

第1部 後期基本計画

4) 高齢者福祉の充実

現況と課題	基本的方向	主要施策
平成23年4月1日現在、本市の65歳以上の高齢者人口は、9,082人で、その中でも75歳以上は4,978人と高齢者の半数を超えています。 高齢化率は、平成12年が17.4%、平成23年が29.5%^(※)となり、このまま進むと、平成28年には、33.8%になると推計されます。 このような中、高齢者が住み慣れた家や地域で、生きがいをもって健やかに暮せるように、高齢者に対する在宅福祉サービスの充実を図るとともに、地域住民による地域福祉活動や環境整備の充実が必要です。 また、高齢者の虐待を防止するために、市と関係機関が連携を取って、情報交換や見守りにより虐待の早期発見に努めるとともに、介護している家族などの負担軽減に取り組んでいます。	高齢者福祉計画に基づき、健康で生きがいを持ち、自立した生活を送ることができるまちづくりを進めるため、生活支援対策や生きがい対策、家族介護支援対策等の充実を図り、バリアフリー化など高齢者が暮らしやすい環境づくりを進めます。 そのため、高齢者の健康づくりと社会参加を支援し、在宅介護を支える高齢者福祉の充実強化を進め、保健・医療・福祉の組織連携による情報の共有化を図るとともに、人材の育成・確保に努めます。 また、高齢者虐待に関する正しい知識と理解の啓発並びに関係機関の連携による情報の共有化を図り、高齢者虐待の早期発見・早期対応に努めます。	(1) 高齢者福祉計画の推進 (2) 高齢者の在宅福祉サービスの充実 ①介護予防事業・生活支援事業の推進 ②家族介護支援事業（寝たきり者等介護手当支給事業等）の継続 ③その他の福祉サービスの継続推進（緊急通報体制等整備事業、高齢者等住宅改造推進事業等） (3) 高齢者の生きがいと社会参加の促進 ①高齢者クラブ等の運営・活動支援 ②ボランティア人材の育成 ③シルバー人材センターの活用 (4) 保健福祉ネットワーク活動の促進 ①在宅福祉アドバイザーの活動の促進 (5) 高齢者にやさしいまちづくりの推進 ①公共施設等のバリアフリー化の推進 (6) 保健・医療・福祉情報ネットワークの充実 ①行政、医療・福祉機関等が一体となった取組の実施 (7) 高齢者虐待防止対策の充実



※高齢化率…平成12年の数値は国勢調査による数値。平成23年は4月1日現在の住民基本台帳に基づく数値。

5) 社会保障の充実

現況と課題	基本的方向	主要施策																									
(1) 国民健康保険事業 平成22年度末における本市の国民健康保険は、市民の26.4%が加入し、被保険者数は、8,120人です。その内65歳以上の被保険者が全体の41.8%を占めるなど高齢化が進んでいます。世帯数では、4,832世帯が加入し、市全体の36.0%となっています。 医療費は、高齢化が進む中、高度医療の普及や医療技術の進歩による医療費の増加と受診率の伸びによる増加が引き続きみられます。 本市は、一人当たりの医療費が、平成21年度で421,613円、県平均より86,010円高く、平成18年度から県内1位と高い状況にあります。その要因の一つとして、生活習慣病が重度化して人工透析となる人が多いことが指摘されています。 このため、特定健康診査の受診率向上や生活習慣病重症化予防対策、ジェネリック医薬品^(※)の利用を促進する周知広報などを図ることにより、健全な国保財政を保つため、医療費の抑制に取り組む必要があります。また、不公平感が生じないように滞納者対策の充実・強化を図る必要があります。 特定健康診査等基本指針に基づく受診率は、平成22年度で36.7%にとどまっていますが、平成25年度での65%の目標達成に努める必要があります。	(1) 国民健康保険事業 本市は、高医療費市町村から脱却するため「いちき串木野市健康増進計画」に基づく市民主体の健康づくりを支援するとともに、保健事業の推進及び特定健康診査・特定保健指導の受診率向上や生活習慣病の重症化予防対策の強化、ジェネリック医薬品の利用促進により、医療費の適正化に努め、国保財政の健全化を図ります。 さらに、収納対策として、国民健康保険制度における負担と給付の関係について広報啓発を行い、収納率向上特別対策事業を活用し収納率の向上を図ります。	(1) 国民健康保険事業 ①医療費の実態、適正受診、健康づくり等についての広報啓発 ②国保ヘルスアップ事業等の保健事業の実施 ③ジェネリック医薬品の普及啓発 ④収納率向上特別対策事業の実施 ⑤特定健康診査・特定保健指導の実施																									
【国民健康保険の状況】(単位：円・人) <table><tr><th></th><th>平成18年度</th><th>平成19年度</th><th>平成20年度</th><th>平成21年度</th></tr><tr><td>医療費</td><td>3,225,359,022</td><td>3,575,216,685</td><td>3,604,481,931</td><td>3,526,793,528</td></tr><tr><td>被保険者数</td><td>8,573</td><td>8,667</td><td>8,441</td><td>8,365</td></tr><tr><td>1人当たり医療費</td><td>376,223</td><td>412,509</td><td>427,021</td><td>421,613</td></tr><tr><td>1人当たり医療費(県平均)</td><td>298,465</td><td>318,663</td><td>326,558</td><td>335,603</td></tr></table> ※平成20年度から後期高齢者医療制度が施行されたことから、平成18、19年度は、老人保健分を除いた数値。				平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	医療費	3,225,359,022	3,575,216,685	3,604,481,931	3,526,793,528	被保険者数	8,573	8,667	8,441	8,365	1人当たり医療費	376,223	412,509	427,021	421,613	1人当たり医療費(県平均)	298,465	318,663	326,558	335,603
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度																							
医療費	3,225,359,022	3,575,216,685	3,604,481,931	3,526,793,528																							
被保険者数	8,573	8,667	8,441	8,365																							
1人当たり医療費	376,223	412,509	427,021	421,613																							
1人当たり医療費(県平均)	298,465	318,663	326,558	335,603																							
(2) 後期高齢者医療制度^(※) 平成20年4月から、75歳以上を対象に後期高齢者医療制度が鹿児島県後期高齢者医療広域連合により運営されています。健康で豊かな老後を過ごせるよう、同連合と連携をとりながら、保健事業の充実に努める必要があります。 また、平成26年4月に予定される医療制度改正にあたっては、混乱を生じないようにする必要があります。	(2) 後期高齢者医療制度 長寿健診や人間ドック助成等の保健事業を実施するとともに、広域連合と連携を図り保健師等による重複頻回受診指導や医療費通知などを行うことにより医療費の適正化に努めます。	(2) 後期高齢者医療制度 ①医療費適正化の推進 ②人間ドックや長寿健診などの保健事業の実施																									

※ジェネリック医薬品…後発医薬品。先発医薬品（新薬）の特許が切れた後に、同等の品質で製造販売される低価格の医薬品のこと。

※後期高齢者医療制度…75歳以上の高齢者と65歳から74歳までの障害のある者を対象とする医療保険制度。

第1部 後期基本計画

(3) 介護保険制度

平成22年10月末における本市の要介護（支援）者数は1,840人で、65歳以上の人口における認定率は19.5%（県平均同率）となっており、全国平均の16.7%を上回っています。

また、介護サービスの在宅・施設サービス等の月実利用人数（比率）の状況は、在宅サービスが1,055人（57.3%）、施設サービスが449人（24.4%）となっており、サービス未利用者が336人（18.3%）となっています。

さらに、在宅サービスでは、デイサービス・デイケア・訪問介護・ショートステイ・グループホーム等の利用が多く、施設サービスは月実利用者数で、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）が160人、介護老人保健施設が233人、介護療養型医療施設が56人となっています。

今後、介護を必要とする要介護（支援）者数は、高齢化の進行に伴って、さらなる増加が見込まれます。その増加する要介護（支援）者数に伴う介護サービスの需要に対する供給基盤の整備（グループホーム又は施設サービスの増床も含む）も、今後進めなければなりません。一方、増大する介護給付費による介護保険料の大幅な上昇も見込まれることから介護給付費の抑制も大きな課題となっています。

(4) 国民年金

国民年金制度は、昭和34年の発足以来52年が経過しています。近年、急速な少子高齢化が進む中、年金制度への不安感を原因として保険料の未納者が増加傾向にあります。

そのため、市民の制度に対する正しい理解を一層深め、長期的な視野での年金制度について周知を図る必要があります。

(3) 介護保険制度

介護保険事業計画に基づき、介護サービスの基盤整備等適正な事業運営を推進します。

介護サービスの利用の増加に伴う介護給付費の増大を抑制するため地域包括支援センターにおいて、要介護（支援）者になる恐れのある人に対し、介護状態にならないための介護予防事業を実施するとともに、要支援者に対しては重度化しないように新予防給付プランを作成し、これに基づくサービスの提供を行います。

また、在宅サービスへの移行の円滑化や在宅サービスの質の向上等を図るとともに、地域や関係機関が連携し在宅生活を見守り・支援する体制の構築を行います。

介護施設サービスに多数の待機者がいる現状も踏まえ、第5期介護保険事業計画に基づき介護保険施設の整備を促進します。

【介護保険の状況】

（単位：千円・人）

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
給付額	2,593,504	2,661,506	2,704,604	2,856,525
認定者数	1,727	1,740	1,761	1,769
1人当たり給付費	1,502	1,530	1,536	1,615
1人当たり給付費（県平均）	1,335	1,363	1,372	1,406

(4) 国民年金

市民の高齢・障害・死亡時の生活保障の柱となる年金制度に対する理解を高め、年金保険料未納者に対する納入の促進、並びに年金制度の周知・啓発を図ります。

(3) 介護保険制度

- ①介護保険制度の充実（在宅・施設サービスの基盤整備及び質の向上）及び制度趣旨の普及推進
- ②介護予防のスクリーニング^(※)及び地域支援事業（介護予防サービス）の実施
- ③軽度な要支援者に対する介護度の重度化防止のための新予防給付の実施
- ④介護支援専門員に対する後方支援
- ⑤福祉サービスや介護サービス及び高齢者虐待等の総合相談窓口の設置
- ⑥関係機関と一体となった生きがいづくり事業の拡大と高齢者の社会参加の促進
- ⑦在宅高齢者（老老介護・認知症世帯など）の見守り体制の充実

(4) 国民年金

- ①年金制度の周知及び啓発活動の推進
- ②年金窓口業務の円滑化

※スクリーニング…高齢者の中から、要支援・要介護状態になる可能性の高い人を把握すること。

6) 障がい者（児）福祉の充実

現況と課題	基本的方向	主要施策
本市の平成23年4月1日現在の身体障害者手帳所持者は2,030人、療育手帳所持者は312人、精神障害者保健福祉手帳所持者は201人です。 平成18年4月に障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害）にかかわらず、必要なサービスを利用できるように障害者自立支援法が施行されました。その後、障がい者の負担軽減を図るため、国においては障害者自立支援法に替わる新たな制度の創設など障がい者に係る大幅な改革が進められています。 障がい者の自立と社会参加の実現を図っていくためには、障害福祉サービスを充実するとともに、障がい者に対する各種サービスの充実及び授産施設等から一般就労への移行を進めるための雇用の場の拡大が課題となっています。 また、障がい児については、近年の障害の重度化・重複化や多様化の状況を踏まえ、障害の種類や程度等に応じた乳幼児期から一貫して計画的に教育や療育を行う必要があります。	障害の有無にかかわらず、すべての人が相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の実現をめざす「ノーマライゼーション^(※)」の理念のもとに、障がい者の社会参画に向けた施策の一層の推進を図ります。 このため、本市障害者計画・障害福祉計画に基づき、各種サービスの提供及び相談窓口の充実に努めるとともに、障がい者の社会参加に向けた取組を強化します。また、公共施設をはじめ公共性の高い施設などのバリアフリー化を推進します。 障がい者の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援に対応したサービス提供基盤を整えるとともに、障がい者の生活を地域全体で支えるシステムづくりに努めます。 また、関係機関と連携して障がい児の早期発見・早期療養の推進を図ります。	(1) 障害者計画・障害福祉計画の推進 (2) 生活支援体制の整備 ①多様なニーズに対応する生活支援体制の整備 (3) 社会参加の促進 ①障がい者スポーツ大会等の実施 (4) 相談支援の充実 (5) 啓発・広報活動の推進 ①障害及び障がい者に対する正しい理解を促進するための啓発活動 (6) 公共施設等のバリアフリー化の推進 (7) 雇用・就労の拡大 ①障がい者の適性に即した雇用機会の確保及び就労環境の整備促進 (8) 精神障がい者に対する差別や偏見の解消と社会参加の促進 (9) ボランティア活動の支援 (10) ボランティア人材・組織育成の支援 (11) 障がい児の早期発見・早期療養のための支援体制の充実

※ノーマライゼーション…障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方。

第1部 後期基本計画

7) 母子・父子福祉の充実

現況と課題	基本的方向	主要施策
本市のひとり親家庭等の数は、平成23年7月現在、母子家庭352世帯、父子家庭50世帯、寡婦世帯653世帯となっています。ひとり親家庭等の生活自立のため各種支援施策を実施しているものの、さらに、ひとり親家庭等に対する施策の充実を図る必要があります。	ひとり親家庭等の自立を促進するため、子育て支援・生活支援・就学就労支援・経済的支援などの各制度を活用し、総合的な対策を充実します。	(1) ひとり親家庭等の自立支援対策の実施 (2) 母子家庭就労支援対策の充実 (3) 家庭児童・母子相談員の活用 (4) ひとり親家庭への医療費助成

8) 地域福祉の推進

現況と課題	基本的方向	主要施策
(1) 地域福祉 生まれ育った地域で幸せに暮らし続けるためには、社会福祉協議会、民生委員・児童委員による地域福祉活動を充実するとともに、ボランティア活動の支援、福祉団体の活動支援等を通じて、総合的な施策を有機的に行うことが必要です。 (2) 勤労福祉 勤労青少年や働く女性の社会参加や地位向上のため、教養・技能習得に有用な各種講座を引き続き開設することが必要です。 (3) 生活保護 平成23年4月1日現在、本市の被保護世帯は、214世帯、被保護者273人で、保護率は千人あたり8.8人と国15.8人、県18.4人を下回っていますが、増加傾向にあり、また、保護が長期化する傾向もあります。 世帯類型別には、「高齢者世帯」が全体の45.8%で最も多く、次に「傷病者世帯」、「その他世帯」、「障がい者世帯」、「母子世帯」となっています。 保護の開始原因別では、世帯主及び世帯員の傷病による医療費の支払困難と、それに起因する稼動収入減を原因とするものが多く、また、世帯員に老人、傷病障がい者等の要看護世帯が増加しています。	(1) 地域福祉 地域福祉の推進については、民生委員・児童委員活動の充実に努め、社会福祉協議会活動を支援するとともに、ボランティアの育成・NPOの活用などを図ります。 (2) 勤労福祉 勤労青少年や働く女性に対する教養講座、技能習得講座等を実施し、社会参加と地位向上に努めます。 (3) 生活保護 生活に困窮する人の実態を的確に把握し、その困窮の程度に応じて健康で文化的な最低限度の生活を保障します。また、被保護者については、関係機関と連携し、就労支援など自立を助長します。	(1) 地域福祉 ①社会福祉協議会活動支援 ②民生委員・児童委員の資質向上のための研修充実 ③ボランティアグループやNPOの育成 ④各種福祉団体の活動支援 ⑤ボランティア活動の支援 ⑥ボランティア人材・組織育成支援 (2) 勤労福祉 ①各種講座の開設 ②指導者の育成 (3) 生活保護 ①生活保護制度の適正運営 ア. 自立支援プログラムの推進 イ. 相談業務の充実 ウ. 就労支援の強化 エ. 世帯の実態把握、他法他施策の活用及び関係機関との連携強化

このため、就労可能な被保護者の就労支援に努めるとともに、各種相談機能の充実などを図り、自立を促進する必要があります。 (4) 障がい者、高齢者等に配慮したまちづくり 障害の有無・年齢・性別等にかかわらず、だれもが使いやすい施設、製品、環境、サービスなどをデザインしたユニバーサルデザインのまちづくりが求められています。	(4) 障がい者、高齢者等に配慮したまちづくり 公共施設のバリアフリー化などを進めるとともに、公共性の高い施設・製品などのユニバーサルデザイン化を促進します。	(4) 障がい者、高齢者等に配慮したまちづくり ①公共施設のユニバーサルデザイン化の推進 ②公共性の高い施設・製品のユニバーサルデザイン化の促進
---	--	---

第3節 教育文化

1) 生涯学習推進体制の構築

現況と課題	基本的方向	主要施策
生涯学習は、「いつでも、どこでも、誰でも」学びたいときに学び、子どもから大人まで、自らの充実や生活の向上のために、自らに適した方法を選んで生涯にわたって行われる学習のことです。 本市においては、公民館など社会教育施設等を利用し、様々な生涯学習活動が実施され、多くの市民が学ぶ楽しさを実感しています。 今後は、「食のまち・英語のまち」を推進するための学習や地域の課題を的確にとらえた学習の機会を提供するとともに、その学習した成果を生かせる場の提供が必要です。 	(1) 生涯学習の推進 ①生涯学習推進組織の充実 市内の関係機関との連携を図り、生涯学習の総合的推進体制の充実に努めます。 ②学習情報の提供 市のホームページや広報紙等による生涯学習情報の提供に努めます。 (2) 学習機会の拡充 ①各世代・年代に対応した学習機会の拡充 市民のニーズに合わせた生涯学習講座を開設し、学習意欲の向上に努めます。 ②生涯学習施設の開放促進 市が所管する施設や、市立学校の開放を促進し、学習機会の充実に努めます。 ③公民館講座等の充実 「食のまち・英語のまち」を推進するための学習機会の提供など公民館講座の充実に努めるとともに、自主講座を支援していきます。	(1) 生涯学習の推進 ①生涯学習推進会議の設置と充実 ②生涯学習大会の開催 ③生涯学習講座等の広報・啓発 (2) 学習機会の拡充 ①生涯学習出前講座の充実・拡大 ②生涯学習指導者の育成 ③学校開放の充実 ④各種講座の充実 （「食のまち・英語のまち」を推進するための学習機会の提供など） ⑤生涯学習施設の充実と活用促進 ⑥図書館蔵書の充実 ⑦視聴覚機器の充実・整備とライブラリーの活用

第1部 後期基本計画

	④生涯学習関連施設の機能の充実 市立図書館をはじめとする生涯学習関連施設の機能を充実し利用促進に努めます。 (3) 学習歴活用のための環境整備 ①人材バンクの活用 学んだことを生かせる場の提供に努めます。 ②生涯学習ボランティア活動の推進 ボランティア活用や情報の提供に努めます。	(3) 学習歴活用のための環境整備 ①生涯学習人材バンクの整備と活用 ②ボランティア講座の開催
--	--	--

2) 学校教育の充実

現況と課題	基本的方向	主要施策
本市には、現在市立小学校9校、市立中学校5校があり、児童生徒数は、2,351人（平成23年4月現在）です。そのうち、複式学級のある小学校は3校、特別支援学級のある小学校は5校、中学校は4校となっています。 また、市立幼稚園が2園、私立幼稚園は4園あり、県立養護学校が1校、県立高等学校が2校、私立小・中・高等学校が各1校あります。 各市立学校（園）においては、市の重点施策を踏まえ、「豊かな人間性や社会性、国際社会に生きる日本人としての自覚や自ら学び、自ら考える力」の育成をめざし、活力と特色のある学校づくりを推進してきています。 今後の学校教育における力点は、教育活動の成果を具体的に示すことができる学校の創造です。 そのためには、まず、学力低下が実態調査等で指摘されている現在、児童生徒の学力向上に向けての取組を充実させる必要があります。特に、「英語のまち いちき串木野」をめざし、英語力、コミュニケーション能力の向上を図ることが求められます。 また、不登校傾向の児童生徒は減少傾向にありますが、本市の生徒指導上の課題であることは変わ	(1) 確かな学力の定着と向上 ①実態調査と実態に基づく指導方法の改善 ②学校と家庭との連携  (2) 心豊かでたくましい児童生徒の育成 ①実態把握と組織的な取組の推進 ②体験活動の重視 ③読書活動の充実 ④食育の推進 (3) 幼・小・中・高間の連携の推進 ①学校間のスムーズな接続に向けた取組	(1) 確かな学力の定着と向上 ①学力アップ作戦の展開 ②学力実態調査の実施・分析と公表 ③授業充実に向けた研修会の計画的実施 ④「基礎・基本問題集」の活用 ⑤家庭学習の定着・充実 ⑥「英語のまち」事業による小学校英語活動及び中学校英語指導の充実 ⑦情報教育の推進 (2) 心豊かでたくましい児童生徒の育成 ①生徒指導態勢の確立 ②不登校児童生徒の支援 ③思いやりアップ作戦の展開 ④「いじめ問題を考える週間」の充実 ⑤豊かな体験活動の推進 ⑥道徳教育の充実 ⑦キャリア教育の充実 ⑧人権教育の充実 ⑨校内研修への相互参加 ⑩体験入学活動の充実 ⑪教科等部会研修の充実 ⑫食育の推進 ⑬環境教育の充実 (3) 幼・小・中・高間の連携の推進 ①幼・保・小連絡会の充実 ②就園奨励事業の促進

りありません。いじめの根絶に向けて、これまで以上に学校・家庭・地域社会が連携を深めていかなければなりません。 心豊かでたくましい児童生徒の育成に向けて、知育・徳育・体育、食育の調和的な取組を推進する必要があります。 さらに、児童生徒一人ひとりの教育的需要にこたえるための特別支援教育の体制を確立しなければなりません。 これらの教育課題の解決に向けては、教職員の資質向上が大切です。地域に信頼される指導力をもつ教職員の育成に努めなければなりません。 このほか、全国的に児童生徒が事件や事故に巻き込まれる事例が増えてきているという現状を踏まえ、安全で安心できる学校生活を保障するための取組も大きな課題となっています。 学校施設等の整備・充実については、老朽化した施設の計画的な改修が必要です。 高等学校教育については、高校再編が進む中で、地域密着型の高校が望まれており、本市ならではの教育を推進する魅力ある高校づくりを要請する必要があります。 	(4) 幼児教育の充実 ①発達特性を踏まえた教育内容・方法の充実 (5) 特別支援教育の充実 ①個々の教育需要へ対応できる態勢づくり (6) 教職員の服務規律の厳正確保と資質向上 ①学校経営の充実 (7) 活力と特色ある学校づくり ①学校の活性化及び地域への貢献活動の推進 ②小規模校教育の充実 (8) 体力・気力の向上 ①実態把握と実態に基づく指導法の改善及び取組の推進 (9) 安全指導の充実 ①学校行事等の工夫・改善 ②学校と地域、関係機関・団体等との連携 (10) 学校給食の充実 ①実態把握と実態に基づく指導の充実 ②学校と家庭、地域の連携 ③施設設備の整備充実 ④地産地消の推進	(4) 幼児教育の充実 ①発達特性を踏まえた環境整備及び研修会の充実 (5) 特別支援教育の充実 ①就学指導委員会・就学相談会の充実 ②コーディネーターの育成 (6) 教職員の服務規律の厳正確保と資質向上 ①管理職研修会の充実 ②教職員研修の充実 ③教職員評価システムを生かした学校経営の促進 ④外部評価の導入 (7) 活力と特色ある学校づくり ①「学校応援団」事業をもとにした地域教育資源の活用 ②情報発信活動の促進 ③学校評議員制度の活性化 ④複式学習指導の研究推進 ⑤小規模校教育の充実 (8) 体力・気力の向上 ①体力・気力アップ作戦の展開 ②体力把握のための実態調査の実施と分析 ③実態に応じた授業改善に向けた取組の充実 ④一校一運動の推進 ⑤家庭への啓発 (9) 安全指導の充実 ①学校行事等を通じた安全指導の工夫・充実 ②通学路の実態把握と定期的な点検 ③地域による見守り体制整備の啓発 ④防犯関係備品等の配備 ⑤緊急連絡体制の充実 ⑥防災マニュアルの毎年の見直し (10) 学校給食の充実と食育の推進 ①実態調査の実施と分析 ②食に関する指導計画の策定と推進 ③地産地消の推進・献立の充実 ④栄養教諭等の効果的な活用
--	--	---

第1部 後期基本計画

	(11) 優先順位に基づく計画的な教育環境の整備 ①豊かな教育環境の整備 (12) 本市の特色を生かした魅力ある高等学校教育のための連携強化 ①魅力ある学科設置要請 ②地域産業等の連携 ③奨学金制度の充実	(11) 優先順位に基づく計画的な教育環境の整備 ①耐震診断の結果に基づく補強工事の実施 ②年次計画による改修等 ③情報教育関係設備等の充実 ④教職員住宅の整備・充実 (12) 本市の特色を生かした魅力ある高等学校教育のための連携強化 ①特色ある先進的な学科の設置要請 ②第1次産業や地域産業との連携による新製品の開発要請 ③幼稚園や小中学校との連携強化 ④奨学金制度の充実
---	--	---

3) 社会教育の充実

現況と課題	基本的方向	主要施策
本市は、地域住民等による学校の支援体制づくりや身近な地域で子育てを支援する各種学級の開催や相談体制づくりに努め、家庭や地域における教育力の向上に取り組んでいます。 また、成人や高齢者等の学習要求に応えるため、各種団体と連携し、様々な研修会などを実施するとともに、指導者の育成に努めています。 青少年を取り巻く環境は、核家族化・少子化・地域社会の連帯感の希薄化など複雑・多様化しています。本市においては、地域子ども会をはじめ各少年団体の育成会や、青少年健全育成のための任意団体が中心となって、青少年の健全育成に努めています。 今後は、今日的な課題に地域ぐるみで取り組むための気運の醸成や、地域や家庭の教育力の向上を図るとともに、地域全体で次代を担ういちき串木野市の子どもたちを守り育てていく事業を推進していく必要があります。	(1) 学校支援の推進 ①学校支援コーディネーターの人材育成 地域住民等による学校支援活動を推進するコーディネーターの人材育成に努めます。 ②学校支援ボランティアの登録と活用 地域住民や企業のボランティア登録を推進し、学校の支援ニーズに応じて活用を図ります。 (2) 家庭教育の充実 ①相談体制の充実 子育てに対する悩みを気軽に相談できる家庭教育支援体制を充実させ子育て支援に努めます。 ②学習機会の拡充 子育てに関する講座や各機関における学習活動を推進し、家庭の教育力の向上に努めます。	(1) 学校支援の推進 ①学校支援コーディネーターの人材育成 ②学校支援ボランティアの登録と活用  (2) 家庭教育の充実 ①相談窓口や訪問活動の充実 ②家庭教育・子育て講座の実施 ③家庭教育学級など各種学級の開設

	(3) 成人教育の充実 ①学習機会の充実 様々な場において学習の機会を提供するとともに、学習内容の充実に努めます。 ②各種団体・指導者の育成 各種研修会を実施し、指導者の育成に努め、団体の組織力強化と、自主活動の促進に努めます。 ③人権教育の推進 人権週間や啓発強調月間を通して啓発・広報を行い市民の人権に対する意識の高揚に努めます。 また、家庭教育学級や社会教育関係団体の研修会など様々な場において人権教育に関する啓発を行い、人権に対する正しい理解の促進に努めます。 (4) 青少年教育の充実 ①各関係機関との連携 関係機関や団体との連携強化に努め、地域ぐるみで青少年を育てる気運づくりに努めます。 ②地域活動・体験活動の促進 地域の特性を生かした自然体験活動や生活体験活動などを行い、協調性や積極性はもとより、感動する心や他人を思いやる心の育成を図ります。 ③健全育成啓発活動の推進 市民の関心を高め、地域が一体となった青少年健全育成の気運づくりに努めます。 ④青少年育成環境浄化活動の促進 地域の青少年を健全に育成する環境浄化に努めます。	(3) 成人教育の充実 ①各種研修会の実施 ②社会教育関係団体の活動促進 ③生活学校の支援 ④有志指導者研修会など各種研修会の実施 ⑤人権教育・人権問題啓発のための研修会の実施 ⑥市の広報紙等を活用した啓発活動 (4) 青少年教育の充実 ①青少年育成市民会議の開催 ②青少年団体の育成 ③有志指導者の育成 ④各種研修会の実施 ⑤青少年健全育成活動や体験活動の推進 ⑥思いやりアップ作戦の展開 ⑦青少年補導センターの活動促進
---	---	---

第1部 後期基本計画

4) 地域・文化の保存・承継

現況と課題	基本的方向	主要施策
本市は縄文時代後期の南九州を代表する遺跡である「市来貝塚」を始め、徐福伝説^(※)のある「冠岳史跡」、薩摩藩英国留學生が渡欧した地でもあり、固有の歴史を有しています。 しかし、このような文化的資源が「地域の宝」として十分市民に浸透しているとはいえず、保存・継承に対する意識の高揚と周知を図る必要があります。 また民俗芸能に関しても、国指定重要無形民俗文化財である「市来の七夕踊」、県指定無形民俗文化財の「ガウングウン祭」「太郎太郎祭」など数多くの伝統芸能が継承されていますが、近年後継者不足に悩まされ、保存伝承に危機感があります。 文化事業に関しては、文化祭や自主文化事業などを実施し、市民の文化意識の高揚に努めています。	(1) 伝統文化の保存・継承 本市は様々な文化的資源を有しており、案内板等整備を行うことにより市民の郷土に対する理解と文化財愛護思想の普及を図ります。 また、文化財については、記録保存を行うなど保護及びその活用と継承に努めます。 なお、民俗芸能については、地域での保存・伝承を支援します。 また、薩摩藩英国留學生に係る資料を収集・保存するとともに、記念館の整備を行います。 (2) 文化の高揚と啓発 様々な機会において文化の情報発信に努め、文化意識の高揚と啓発に努めます。	(1) 伝統文化の保存・継承 ①歴史・文化施設の整備充実 ②伝統文化愛護の啓発 ③文化財の保存活用・民俗芸能の保全・伝承活動への助成 ④地域文化の情報発信 ⑤出前講座等の活用 ⑥地域文化を活用した住民参加型体験活動の促進 ⑦各種研究会活動の招致 ⑧薩摩藩英国留學生関係資料の収集及び記念館の整備 (2) 文化の高揚と啓発 ①文化事業の推進 

5) スポーツの充実

現況と課題	基本的方向	主要施策
本市でも、少子高齢化の進行に伴い、スポーツ人口の減少がみられます。また、一方では、健康志向の高まりや自由時間の増大などに伴い、スポーツ活動に対する市民の関心と需要の高まりもみられ、現在、体育協会で25団体、スポーツ少年団で26団体が活動しています。 活動の目的も、健康の維持・増進、体力づくりから自己研鑽や仲間づくりと多様化しています。 このため、本市では、年齢・性別を問わずスポーツに親しめる各	(1) 指導者の充実 多様化・高度化するスポーツ活動に対応するため、指導者の発掘・育成並びに資質の向上に努めます。 (2) 体育施設設備の充実・利用促進 ①総合運動公園の充実 ②総合体育館の建設 ③小・中学校のグラウンドの照明施設の整備計画の推進 ④コミュニティ運動広場等の施設の整備 ⑤社会体育施設の適正な維持管理	(1) 指導者の充実 ①指導者の育成と資質向上 (2) 体育施設設備の充実・利用促進 ①総合運動公園の充実 ②総合体育館の建設 ③スポーツ大会開催・スポーツ合宿誘致の推進 ④小・中学校屋内外施設の整備補修 ⑤屋内外社会体育施設の整備補修

※徐福伝説…西暦210年頃に中国の秦の始皇帝の命を受けた方士徐福が不老不死の薬草を求めて冠岳に渡来し、その冠を霊峰冠岳に捧げたと伝えられています。

種施設の整備とともに、マリンスポーツなど地域特性を生かしたスポーツの振興に努める必要があります。

また、恵まれたスポーツ環境や温泉、宿泊施設等の環境を活用して、スポーツイベントの開催及びスポーツ合宿の誘致に努める必要があります。

さらに、市民が気軽にスポーツを楽しめる学校体育施設の開放や障がい者も利活用しやすい公共体育施設をめざすとともに、ニュースポーツの普及に努めていく必要があります。



(3) 事業及び活動の拡充促進

① スポーツ教室の開設

各種スポーツ教室を開催し、市民が気軽に参加するスポーツ・レクリエーション活動を推進するとともに、スポーツ人口の底辺の拡大を図ります。

② 市民総ぐるみスポーツ運動の推進

市民の生涯スポーツの日常化並びに健康都市宣言に伴い、スポーツ・レクリエーション活動を通じた健康づくりのための各種イベントの開催やウォーキングコースの設定などに努めるとともに、市民のスポーツに関する相談等に迅速に対応し、情報の収集及び提供に努めます。

③ 学校体育施設開放事業の充実及び民間体育施設の活用

地域の社会体育の振興のため、学校教育に支障のない範囲において、学校体育施設の開放及び民間体育施設の活用を促進し、その活用を図ります。

④ 海洋性スポーツ・レクリエーションの推進

本市の地理的条件を生かし、マリンスポーツとその推進に努めます。また、青少年の健全育成をめざし、B & G 海洋センターを活用した海洋性スポーツ・レクリエーション活動の促進に努めます。

⑤ 関係団体等との連携

体育協会やスポーツ推進委員協議会と連携を図り、各種講習会並びに各種競技会の開催を通して、競技力の向上と競技人口の拡大を図ります。

また、地域・職場等のスポーツ・レクリエーション団体等の育成、拡充と各種競技の強化に努めるとともに、青年団

(3) 事業及び活動の拡充促進

① 各種スポーツ教室の開催（ニュースポーツも含む）

② 市民総スポーツ運動の推進

③ 各種体育行事の推進

④ ウォーキングコースの設定

⑤ 学校体育施設の開放

⑥ 民間体育施設の活用

⑦ 海洋性スポーツの推進

⑧ 競技団体との連携強化

⑨ スポーツ健康情報の提供

⑩ 地域スポーツクラブ育成事業の展開

⑪ 健やかスポーツ100日運動の推進

⑫ 体力・気力アップ作戦の推進

⑬ スポーツ選手の発掘・育成・強化



第1部 後期基本計画

	体、高齢者クラブ、自治公民館等の社会教育関係団体との連携を図り、地域スポーツ活動の充実、活性に努めます。 ⑥競技力の向上 県民体育大会、日置地区大会等の選手強化、並びに小・中・高体連の組織の拡充に努めます。	
--	---	--

【運動施設の配置状況】

名 称	施 設 内 容 (種目別利用可能数)	規 模	設 立
多目的グラウンド	陸上競技 野球 2面 ソフトボール 4面 サッカー 2面 その他	34,440㎡	平14
庭 球 場	人工芝コート 8面 (うち夜間照明施設 4面) 壁打ちコート 1面	6,680㎡	平24
勤労青少年ホーム	バドミントン 1面	186㎡	昭57
B & G 海洋センター	体育館 ・バレーボール 2面 ・バドミントン 4面 ・卓球 5面 ・バスケット 1面 ・テニス 1面	1,119㎡	昭53
	武道館 ・柔道 1面 ・剣道 1面	524㎡	昭55
	艇 庫 ・ヨット 4艇 ・カヌー 22艇 ・ローボート 2艇	450㎡	昭52
	プール ・50m プール 1面 ・幼児プール 2面	6,562㎡	昭52
串木野体育センター	バレーボール 2面 バスケット 1面 バドミントン 4面 卓球 6面	1,034㎡	昭49
長崎鼻公園 ソフトボール場	ソフトボール 1面 ゲートボール 8面 グラウンドゴルフ 1面	6,100㎡	昭50
相撲競技場	道場 324㎡	3,600㎡	昭47
串木野弓道場	道場 5人立	987㎡	昭41
市来体育館	バレーボール 3面 バスケット 1面 バドミントン 9面 卓球 4面	1,498㎡	昭55

名 称	施 設 内 容 (種目別利用可能数)	規 模	設 立
市来武道館	柔道 1面 剣道 1面	746㎡	昭61
市来弓道場	道場 6人立	377㎡	平9
市来運動場	ソフトボール 2面 野球 1面 サッカー 2面 その他	18,666㎡	平6～ 平12
川上運動広場	ソフトボール 1面	8,223㎡	昭52
市民プール	大プール (25m × 16m × 1.5m) 小プール (幼児用)	1,475㎡	昭47
いちき串木野 パークゴルフ場	36ホール (4コース) ・管理棟 1棟 ・東屋 2棟	28,750㎡	平20

6) 総合運動公園の整備

現況と課題	基本的方向	主要施策
本市の運動公園は、平成14年に多目的グラウンド (3.4ha) を、平成18年度には管理棟兼スタンドを、平成20年度には隣接してパークゴルフ場を整備しました。 また、市内既存の社会体育施設の老朽化及び利用者のニーズの変化に伴い、新施設の建設が求められる中、平成23年度には総合運動公園内に庭球場を新設し、大会、スポーツ合宿等への対応の向上を図りました。また、市民及びスポーツ関係者の長年の悲願であった総合体育館の整備にも着手しています。 本市のスポーツの状況については、競技団体・スポーツ少年団の組織化、各種レクリエーション指導者の育成など充実してきています。また、国体の会場となった相撲場があるなど、特色のあるスポーツ体系をなしています。 体育施設の利用者も、少子高齢化により若干の減少傾向がありますが、依然としてスポーツに対する意識は高くなっており、今後、社会情勢の変化により、余暇時間の過ごし方として、スポーツ・レクリエーションへの需要が増大し、それに伴って施設の充実が求められています。 このような需要に応えるために	総合運動公園は、平成3年度に策定した基本構想を一部見直し、計画を縮小するものの、自然環境を生かしたスポーツコミュニティ公園を目標に、今後は総合体育館の建設を進め、各施設を結ぶ道路や駐車場などの附帯施設の整備など、隣接するパークゴルフ場や民間のサッカー場とも連携した魅力的な整備を進めていきます。 また、既存社会体育施設の適切な維持・管理により、総合運動公園も含めた市全域のスポーツ環境の整備に努めていきます。	(1) 総合運動公園の充実 (2) 総合体育館の建設 (3) 既存社会体育施設の維持・管理 (4) 市民健康の森の充実  

第1部 後期基本計画

も、総合運動公園では、隣接するパークゴルフ場や民間のサッカー場とも連携して、総合体育館を建設するとともに、各施設を結ぶ道路や駐車場などの附帯施設の充実を図る必要があります。

7) 国際交流の充実

現況と課題	基本的方向	主要施策
国際化が進む中、本市においても国際交流への取組を進めていますが、世界に開かれたまちづくりをめざすため、交流団体の組織強化や人材の育成を図る必要があります。 薩摩藩英国留学生に関する史実・功績の情報発信を行うため、薩摩藩英国留学生記念館（仮称）を整備し、「継承」「学習」「観光」「交流」の場とし、羽島のロケーションを活かした文化・観光拠点の一つとする必要があります。 また、戦後アメリカ大陸に移住された出身者との交流も継続され、隔年おきに中高生のホームステイも実施しています。しかしながら、2世・3世の時代に移りつつあることから、交流の方法も検討が必要となっています。 本市は東アジア及び東南アジア諸国とは至近距離にあることから、この地域との友好促進や交流の拡大を図る上で、東アジア及び東南アジア諸国で開催される貿易商談会等への参加を企業に呼びかけ、経済交流を促進する必要があります。 民間の国際交流である「からいも交流」活動においても、海外からの留学生を受け入れており、受け入れ等に対するさらなる支援が必要となっています。また、本市内在住の外国人との交流については、関係家族同士のコミュニケーションはあるものの、交流が市民全体に広がるよう取り組む必要があります。 青年海外協力隊（JICA）の支援については、負担金など含め活動を支援しています。	(1) 国際化に対応した人材育成・団体の育成など、国際交流の基盤を強化し、すそ野の広い交流活動をめざします。 (2) 歴史のある地として関係者・専門家と協議し、整備を図ります。  (3) 国際感覚の豊かな人材を育成します。 (4) 新世代との連携強化を図ります。 (5) 市内企業に呼びかけ、東アジア及び東南アジア諸国との交易を支援します。 (6) 民間の国際交流を支援します。 (7) 外国人にとっても便利で暮らしやすいまちづくりを推進します。 (8) 協力隊員などの募集に協力します。	(1) 「英語のまち事業」の推進及び国際交流員等の招致事業の推進 (2) 薩摩藩英国留学生記念館（仮称）の整備・開設 (3) サリナス市との学生の交流事業の支援  (4) サリナス派遣経験者などとの世代交流を支援 (5) 企業の海外市場開拓・進出への支援（参加経費等の支援） (6) 民間交流団体の支援 (7) 市内在住外国人との連携推進 ①市内在住の外国人と市民の交流支援 (8) 民間国際交流にかかわる広報活動の支援

第3章 世界に羽ばたく力強い産業が展開する『活力のある産業のまちづくり』

第1節 産業経済

1) 農業の振興

現況と課題	基本的方向	主要施策
農業を取り巻く情勢は、農産物輸入の自由化、市場原理の導入及び急速に発展する国際化等に加え、自然環境への配慮を要するなど、生産環境が大きく変貌しつつある中、若年労働者の流出に起因する担い手の減少・高齢化等により、農業及び農村の衰退が進行し、特に農地の耕作放棄地が増加しています。 また、本市は、平地に乏しく傾斜地が多い中山間地域であるため、生産性の向上に制約を受けています。 国では、平成22年度から農家への農業者戸別所得補償制度の取組が始まりました。 このような現況を踏まえ各種基盤整備を推進し、意欲ある多様な農業者に対し、機械・施設の共同化を進めるとともに、収益性の高い品目の導入、特産品の開発・ブランド化の確立、規模拡大のための農地の利用集積の促進、多様な担い手の育成、環境保全型農業の推進及び近郊都市住民にも開かれた農村空間の創出など、地域住民の創意工夫を得ながら、村づくり運動と一体となったそれぞれの地域特性を生かした総合的な活性化対策が必要となっています。 また、口蹄疫や鳥インフルエンザに対する防疫対策が求められています。	地域の特性を生かした生産性の高い品目の規模拡大、施設化及び特産品の開発・ブランド化の促進を図るとともに、中山間地域の総合的な活性化対策を具体的に進めるほか、農業担い手の育成、協業化・法人化などの生産組織の育成、村づくり運動の推進及び農村景観・環境等に配慮した持続的な農業の推進に加え、都市住民との多面にわたる交流の促進を図るなど新たな農政の展開を進めます。 (1) 創意と意欲に満ちた農業の展開 地域住民の総意と工夫に基づく魅力ある村づくり運動を推進するとともに、生産基盤、生活環境の整備をはじめ、意欲ある担い手づくり、協業化・法人化など集落営農の推進及び美しく潤いのある農村づくり等を積極的に推進します。 (2) 生活環境基盤の整備 地域の立地条件に応じた農地整備を図るほか、新たな居住空間の創出・整備並びに集落道路、用排水及び防災施設の整備を推進するとともに、農村の生活改善を図り、快適で機能的な住環境の整備を進めます。 (3) 生産基盤の整備 地域の特性に応じた農業の展開を考慮したほ場、用排水施設及び農道等の生産基盤の整備を行うとともに、機械・施設の共同化を推進します。	(1) 創意と意欲に満ちた農業の展開 ①積極的な村づくり活動の推進 ②安定した経営体・地域農業の中核としての認定農業者の育成 ③将来の農業担い手である新規就農者の育成・支援 ④集落営農や生産組織の育成 ⑤リーダーの育成 ⑥農業経営の法人化への誘導 ⑦農作業受委託等の組織化促進 ⑧農地流動化の推進による中核農家への農地集積 ⑨市来農芸高等学校との連携 (2) 生活環境基盤の整備 ①生産環境の改善を図るための集落道路や排水路の整備 (3) 生産基盤の整備促進 ①川南地区基盤整備事業の推進 ②機械・施設の共同化の推進 ③観光農園の設置推進 ④農業体験の促進 ⑤農地保全の推進

 	また、農村と都市の交流促進のための条件整備に努めるとともに、事業実施にあたっては、農村景観、防災及び環境保全等に配慮して進めます。 (4) 耕作放棄地の解消 農地のパトロールなどを行い、農地の適正管理、耕作放棄地の解消を推進します。 (5) 自立した農業の確立と流通機構の整備 農作物生産指導体制の強化を図りながら、高付加価値作物の導入を進めるほか、野菜・果樹・花き・黒毛和牛等収益性の高い品目の集団化、規模拡大、特産品の開発・ブランド化を図り、安心・安全・新鮮な農産物の生産を図るとともに、意欲ある農業の担い手や新規就農者を確保するため、関係機関・団体等による総合的な支援体制を確立し、農地の利用集積の促進、農家負担の軽減など経営の安定、経営体質の改善に資する施策を講じるほか、耕作放棄地などへの一般企業の参入を促進します。 また、生産から加工・流通までの六次産業化の取組に対する支援や、農畜産物の計画生産体制や安定した出荷体制の整備を図る一方、公設地方卸売市場を活用した新たな生産流通体系を確立するとともに、まぐろ漁船の母港基地化を展望した生産組織の育成を進めます。 (6) 家畜伝染病対策の推進 口蹄疫、鳥インフルエンザ等の防疫対策を国・県・関係機関と連携して推進します。 (7) 農業者戸別所得補償制度の推進 農業者戸別所得補償制度の適切な運用を推進します。	⑥鳥獣害防止対策の推進 (4) 耕作放棄地の解消 ①農地パトロールの実施 ②農地の適正管理の啓発 (5) 自立した農業の確立と流通機構の整備 ①環境にやさしく、安心して安全な農産物生産の推進 ②特産品の開発・ブランド化の促進 ③新規就農者・定年帰農者への支援・育成 ④小規模農家への支援・育成 ⑤女性農業者参画の促進 ⑥一般企業の農業参入の支援 ⑦地産地消の推進と確立 ⑧グリーンツーリズム^(※)活動への支援 ⑨六次産業化の取組への支援 ⑩公設地方卸売市場の利用促進  (6) 家畜伝染病対策の推進 ①防疫対策の関係機関との連携強化 (7) 農業者戸別所得補償制度の推進 ①農業者戸別所得補償制度の適切な運用
---	---	---

※グリーンツーリズム…農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

【耕地面積、専業別・経営規模別農家数】

(単位: ha)

年度	区分	農耕地面積	左記の内訳		
			田	畑	樹園地ほか
平成12年度		1,222	624	352	246
平成17年度		1,084	556	310	218
平成22年度		1,067	549	301	217

(単位: 戸)

年度	区分	総農家戸数	専業別				経営規模別		
			専業農家	第1種兼業	第2種兼業	自給的農家	0.5ha未満	0.5～1.0ha	1.0ha以上
平成12年度		1,288	245	46	388	609	277	267	122
平成17年度		1,281	248	51	300	682	282	216	101
平成22年度		1,122	223	50	193	656	185	173	108

2) 林業の振興

現況と課題	基本的方向	主要施策
森林は、国土の安全、水資源の涵養のほか、保健休養の場、魚を育てる魚つき林^(※)としての活用等多くの公益的機能を有しており、その役割はますます重要となっています。 しかしながら、森林を取り巻く状況は、林業従事者の減少・高齢化の進行並びに木材価格の長期低迷や生産コストの上昇等に伴い、林業従事者の生産意欲の減退がみられ、手入れがされていない森林が目立ちはじめていることから、木材生産のみならず、自然環境保持等の森林がもつ多くの機能までも失いつつあります。 このようなことから、林道開設など道路網の整備を図るとともに、高性能林業機械の活用による生産性の向上並びに林業従業者、後継者、担い手の育成や就業環境の改善を図り、山村地域の活性化を促進する必要があります。 また、林業経営の健全化及び安定化を図る必要があります。 さらに、市民に対して、「緑の募金活動」などによる森林や林業に対する理解を深める取組を進めていくとともに、森林の持つ公益的機能、保健休養機能等を高度に発揮させるための整備及び雇用機会の創出をより推進する必要があります。	(1) 生産基盤の整備 林道・作業道等の基盤整備及び高性能林業機械の活用を進めるなど、生産コストの削減を図ります。 また、就業環境の改善及び労働力の確保等に努め、木材生産の拡大及び所得の向上を図るとともに、山地災害の復旧及び未然防止に努めます。 (2) 自立した林業の確立 後継者、担い手育成のため、市・県・関係機関が連携してその確保に努めるとともに、林業経営を維持できるよう特用林産物との複合経営を推進します。 (3) 森林資源の保存と活用 森林の優れた景観、多面的機能を生かして、森林公園施設等の整備を推進し、就労の促進、定住化を図るとともに、市民の森林・林業に対する理解を深めるため、植樹活動や木材加工等の活動を推進します。	(1) 生産基盤の整備 ①林道・作業道等の整備 ②林業就業環境改善の推進 ③治山事業の促進 (2) 自立した林業の確立 ①後継者、担い手の育成 ②特用林産物生産の振興 (3) 森林資源の保存と活用 ①森林資源保全の推進 ②森林公園施設等の整備 ③森林施設等の利用促進 ④魚つき林・潮害防備林等保安林の整備保全 ⑤緑の募金活動・植樹活動の推進 ⑥木材・竹林の利用促進

※魚つき林…海岸部に存在する森林ばかりではなく、生態系としての森と海のつながりという観点から森林の機能が再認識されていることから、広い意味で河川上流部の森林を「魚つき林」としている。

第1部 後期基本計画

3) 水産業の振興

現況と課題	基本的方向	主要施策
本市の水産業は、世界の海を漁場とする遠洋まぐろ漁業と本市沖合から甕島周辺を漁場とする沿岸漁業に分けられます。 平成22年における本市の漁業生産額は約100億円で、そのほとんどが遠洋まぐろ漁業によるものであり、本市水産業の主軸をなしていますが、水揚げは大消費地に近い清水港、焼津港となっています。 まぐろ漁業を取り巻く環境は、国際的な漁獲規制や台湾・韓国等外国漁船の増加等に伴う輸入まぐろによる魚価の低迷と燃油価格高騰にあわせて、漁船員の高齢化と後継者不足など漁業経営にとって厳しい状況にあります。 世界の海を漁場として操業している遠洋まぐろ漁業にとって、国際規制の強化は死活問題となっています。今後とも、まぐろ資源の保護や適正漁獲については、官民一体となって関係機関に働きかけていくとともに、魚価低迷の要因となっている輸入まぐろについて、台湾、韓国の協調減船や便宜置籍漁船の廃絶を強く要請していく必要があります。 また、後継者不足を解消するため、日本人幹部船員の育成にあわせ外国人船員の教育を図っていく必要があります。 まぐろ漁業母港基地化については、串木野市漁業協同組合やまぐろ関連水産会社の積極的な取組により運搬船や独航まぐろ漁船の出入港の促進が図られ、近年、地元でのまぐろの水揚げも見られるようになりました。 一方、沿岸漁業については、甕島周辺海域の優良な漁場に恵まれ、一本釣り漁業をはじめ、延縄漁業、刺網漁業、籠漁業、定置網漁業、機船船曳網漁業等が行われていますが、漁業就業者の高年齢化が進み、ほとんどが日帰り操業であるため、経営は極めて零細で、さらに近年魚食離れが進み消費が減少しています。	(1) まぐろ漁業 まぐろ漁業を取り巻く諸問題に業界と一体となって取り組み、経営安定のためのコスト削減や金融対策・燃油対策を行い、まぐろ漁業の振興を図ります。 また、独航まぐろ漁船や運搬船の出入港を促進し、串木野市漁協冷凍冷蔵庫の保税蔵置場における輸入餌料や外来巻網漁船による餌料の確保に努めるとともに、漁業資材や生活物資等の共同受注体制を図りながら、まぐろ漁業母港基地化を推進します。  (2) 沿岸漁業 育成礁、保育礁の整備とともに藻場造成の充実を図り、種苗放流の効果を高めるとともに、幼稚魚や磯根資源の保護、育成等、栽培漁業を推進し、魅力ある漁場づくりに努めます。 また、特産魚種のブランド化や若年層への魚食の推進を図るとともに、六次産業化を推進する経営	(1) まぐろ漁業 ①まぐろ漁業母港基地化奨励事業の推進 ②まぐろ漁船近代化資金利子補給事業の活用 ③後継者への支援・育成 (2) 沿岸漁業 ①魚礁漁場整備事業・藻場造成事業の促進 ②タイ・ヒラメ等の種苗放流 ③特産魚種のブランド化・六次産業化の推進 ④後継者への支援・育成

このような中、魚族資源の回復が大きな課題であり、魚礁設置やイカ柴投入にあわせ、アマモ・ヒジキ等による藻場造成により、幼稚魚や磯根資源の保護、育成に努めながら、タイやヒラメ等の種苗放流による栽培漁業を推進し、さらに魚食の普及も行い若年漁業者が就業できる魅力ある沿岸漁業の構築を図る必要があります。

水揚げされた水産物については、漁協等の直売施設での直売のほか、つけあげ、かまぼこ等の水産加工品の原材料としても活用され、本市の特産品の一助となっていることから、より一層、水産加工品会社や流通会社と連携を強めていく必要があります。

本市には県が管理する串木野漁港、羽島漁港、戸崎漁港、市が管理する土川漁港、市来漁港の5港があり、現在、漁港漁場整備長期計画により漁港整備を行っていますが、台風時を含めた船舶安全確保のため、各漁港の機能充実を引き続き図る必要があります。

体等を支援していきます。

さらに、若年漁業者の育成を行い、沿岸漁業の振興を図ります。

(3) 水産加工

加工業者と流通業界の連携のもとに販路拡大に努め、新製品の開発やブランド化、施設の近代化、協業化、集団化を促進し、また、女性起業化グループの育成に努めます。

(4) 漁港の整備

各漁港とも防波堤等の整備を行い港内の静穏度を高め、避難港としての機能向上により、漁業生産稼働日数の増加を図るとともに、漁港用施設用地の整備を促進します。



(3) 水産加工

①地域水産物展示販売施設の活用による漁家経営の安定化

(4) 漁港の整備

①串木野漁港

- ア. 沖防波堤の延長
- イ. 島平物揚場の新設
- ウ. 浮桟橋の設置等

②羽島漁港

- ア. 防波堤の新設
- イ. 用地整備等

③戸崎漁港

- ア. 南防波堤の延長
- イ. 浮桟橋の設置
- ウ. 用地整備等

④市来漁港

- ア. 道路整備等

⑤土川漁港

- ア. 施設の保全

⑥フィッシャリーナ

- ア. 附帯施設の整備

まぐろ漁業

(単位：トン、千円)

	総 計			串木野市漁協		島平漁協		市来町漁協	
	数 量	金 額	平均単価	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額
平成18年	16,977	12,439,121	733	12,042	8,857,064	2,185	1,567,643	2,750	2,014,414
平成19年	20,000	14,099,110	705	15,554	10,894,634	2,452	1,790,000	1,994	1,414,476
平成20年	18,503	13,789,417	745	14,013	10,426,030	2,398	1,720,000	2,092	1,643,387
平成21年	14,136	9,819,049	695	12,124	8,343,314	968	690,900	1,044	784,835
平成22年	13,310	9,339,006	702	11,738	7,882,816	802	646,500	770	809,690

第1部 後期基本計画

漁協取扱水揚高の推移（属地）

（単位：トン、千円）

	総 計		串木野市漁協		島平漁協		羽島漁協		市来町漁協	
	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額
平成18年	1,380	766,893	593	351,969	128	111,556	167	87,200	492	216,168
平成19年	1,365	741,173	584	311,267	118	111,067	173	102,365	490	216,474
平成20年	1,191	692,974	612	319,978	90	90,100	190	128,772	299	154,124
平成21年	1,385	682,373	911	352,966	73	69,683	130	93,937	271	165,787
平成22年	1,277	603,047	660	316,232	79	68,964	145	75,582	393	142,269

4) 製造業の振興

現況と課題	基本的方向	主要施策
本市における製造業等は、畜肉加工のプリマハム鹿児島工場、農畜産物総合食品加工の鹿児島協同食品㈱、地場資源を生かした水産練製品等の食品加工業や焼酎製造業等が中心となっており、その他三井串木野鉱山、造船所などがあります。 本市企業の大多数は、中小企業ですが、雇用の維持や技術の継承、今後の地域活力を高めるうえで極めて重要な役割を担っています。 しかしながら、景気の低迷や低価格競争などにより、厳しい経営環境におかれています。そのため、中小企業が安定して経営が継続できるよう、経営基盤の強化などを図る必要があります。	地域産業の振興のため労働力の確保、人材育成を図り、次世代へ技術の継承を図ります。 製造業を取り巻く環境の変化を的確に把握するとともに、経営安定化のため各種制度資金などの情報提供を積極的に行い、商工会議所や商工会と連携して経営相談・企業診断・経営セミナーなど経営指導の充実に努めます。 さらに、第一次産業との連携を強化していくために、異業種間及び産学官の連携を進めるとともに、高校や大学などとの共同研究の仕組みづくりを図ります。	(1) 地域産業の振興のため労働力の確保、人材育成、近代化などによる企業の体質改善・強化の充実 (2) 中小企業製造業を取り巻く環境の継続的な把握及び中小企業者への情報提供 (3) 各種制度資金の活用 (4) 経営革新、経営基盤の強化等の生産性向上に向けた取組に対する支援 (5) 新技術・新製品開発への支援 (6) 農林水産業と一体となった物産展の開催等の販売促進に対する支援 (7) 流通販売対策の充実 (8) 異業種間及び産学官の連携の推進 (9) 大学などとの共同研究の仕組みづくり

5) 企業誘致

現況と課題	基本的方向	主要施策
本市には西薩中核工業団地のほか、6つの工業団地があり、現在西薩中核工業団地、外戸団地、冠岳農村工業団地の3箇所が分譲中となっており、北新田工業団地の1箇所は空工場になっています。	企業誘致については、新規の企業立地や既存企業の工場増設を進めるとともに、県産業支援センター等との連携による新産業の育成を図ります。 また、工業団地やインターチェ	(1) 企業の誘致及び地域に根ざした新たな産業の育成 (2) 貿易関連企業などの港湾利用型企業の誘致

西薩中核工業団地においては、分譲率67.86%で、分譲可能面積は、約16.8haとなっています。 本市では企業誘致を促進するため、優遇制度の充実も図り、積極的に企業誘致活動を行っていますが、企業の立地は思うように進んでいない状況にあります。しかしながら、東日本大震災を受けて、企業にリスク分散の機運が広がっています。これを踏まえた誘致活動も行っていく必要があります。 本市立地企業の大多数は中小企業ですが、今後の地域活性化を高める上で極めて重要な役割を担っており、中小企業が新たな環境の変化に対応しうるような技術力の向上など近代的施策の展開や経営基盤の充実を図る必要があります。 また、雇用機会の創出・確保及び定住化を図る観点からも企業誘致を積極的に進める必要があります。	ンジ周辺、地域にある資源等を有効活用し、ホームページ等の広報媒体を積極的に活用し、企業誘致に努めます。	(3) 誘致方策・優遇措置の拡充 (4) レアメタル^(※)国家備蓄基地の誘致
		

6) 商業・サービス業の振興

現況と課題	基本的方向	主要施策
本市の商業・サービス業は、大半が中小小売企業であり、これらを取り巻く情勢は、商店街からの大型店の撤退、国道3号沿いへの大型店の立地増加、後継者不足、消費者のニーズの多様化など大きな構造変化による商店街の空き店舗の増加など厳しいものとなっています。 さらには、消費者のニーズに即応できるサービスの提供が不十分であり、また、九州新幹線全線開業など高速交通体系の整備などによる市民の市外への生活行動範囲の拡大により顧客の流失がみられます。 中心商店街を核とした商業地域の吸引力の強化を図るため、消費者のニーズに即応する商店街づく	商業・サービス業については、高齢化の進行等も踏まえ、消費者のニーズにあった地域密着型サービスの展開を促進し、集客力の向上をめざします。 多様化・複雑化する消費者の需要に即応するため、専门店化・商店街の整備・美化推進、物産館との連携など魅力ある商店街の形成をめざすとともに、経営安定化のため共同化・協業化を促進します。 また、本市の基幹産業であるまぐろ漁業など農林水産業や食品加工・製造業などと連携し、新たな需要を掘り起こす体制づくりを行うとともに、イベント等を実施し入り込み客の増加を図ります。	

※レアメタル…希少金属。非鉄金属のうち、採取が難しいなどの理由で、生産量や流通量が非常に少ないもの。

りとして、共同店舗化への転換、空き店舗の活用、大型店と一体となった活性化策を推進するとともに、地域に密着した個性的な事業の展開、市内に点在する特産品販売所の有効利用など、活性化策を検討し、商工会議所・商工会による経営指導体制の充実・強化を図る必要があります。

また、水産業・農林業と連携した活性化策を推進するとともに、市中経済に大きな波及効果を与えるまぐろ漁業の購買力に着目し、これに対する物資供給体制の整備を図る必要があります。

さらに、新たなご当地グルメ・特産品の開発等を進め、「食のまち いちき串木野」として、産業・地域の活性化に生かす必要があります。



(1) 商店街の整備

中心市街地の商店街は、共同店舗・駐車場等の整備及び空き店舗の活用を促進し、商業空間の質的向上を図ります。

地域商店街については、近隣の手近な買物場としての機能を充実し、市民の日常生活の利便を図ります。

(2) 経営・創業支援

商店経営の合理化を図るため、経営管理の適正化に努めます。

また、県や政府金融機関の各種制度資金や市の商工振興資金利子補助制度を活用し、中小事業所の経営を安定させ、商工会議所や商工会による経営指導の充実を図る施策を進め、また、チャレンジショップなど創業支援についても関係機関と連携し行っていきます。

(3) 組織体制の強化と経済交流

農林業、水産業と連携した需要の掘り起こし体制の確立を図るとともに、指導相談体制や後継者育成・創業支援体制の充実を図ります。

また、共同事業、イベント（産業祭等）の推進や異業種間交流、経営講座等による経営意識の向上を図り体質強化に努めます。

さらに、甕島をはじめとした近隣自治体との経済交流を強化し、相互の商圈拡大に努め、広域的なサービス提供の確立をめざします。

(4) 地場産品の販路拡大及び特産品販売所の機能充実

地場産業の各分野における特産品の開発を推進するとともに、市内にある特産品販売所については、その集客力を活かし、関係機

(1) 商業の振興

- ①商店街の自助努力への支援
- ②魅力ある商店街形成のため、美化の推進、空き店舗活用、共同店舗、共同事業、イベント等の推進

- ③商工会議所・商工会等を中心に後継者育成や創業への支援

- ④商工会議所・商工会等を中心に空き店舗の利用やイベントの実施等魅力ある商店街づくりへの支援

- ⑤高齢化社会に対応したサービスの提供を行う体制の確立

- ⑥経営の合理化や安定化を推進するための助成制度の利用促進

- ⑦情報化投資や経営革新、経営基盤の強化への支援

- ⑧農林業・水産業と連携した新たな需要に対応する体制の確立

- ⑨観光との連携による商店街の活性化

- ⑩特産品の販路拡大

- ⑪地域特産品の複合商品化など新たな商品の開発

	関と連携しながらPRに努め、消費者が求め、必要とする新鮮で安全・安価な品物の販売について調査・研究し、販路拡大を図り、新たな商業地域の形成についても調査・研究します。 また、観光や特産品などに関する情報発信、販売促進機能を有して、総合的な役割を担う組織を設立するとともに、施設の管理運営・企画等を積極的かつ柔軟に対応できるように企業感覚を取り入れる仕組みづくりを進め、食のまちのシンボルとなる拠点施設について各関係機関と協議し、整備を促進します。 (5) 交流人口の確保 広域交通体系を活用しながら他地域からの交流人口の確保を図ります。 (6) サービス業の振興 地域密着型サービスの展開を促進します。	⑫食のまちのシンボルとなる拠点施設の整備促進 (2) サービス業の振興 ①宅配サービスの導入など地域密着型サービスの展開 ②地域密着型企业、組合、NPO法人等の育成 ③まちづくり組織との連携強化
--	---	---

7) 観光の振興

現況と課題	基本的方向	主要施策
本市は吹上浜県立自然公園の北端に位置し、東シナ海に浮かぶ甌列島と広大な吹上砂丘を眺望する奇岩や白砂青松など優れた海洋性観光資源と、霊峰冠岳などの自然景観に恵まれています。 また、自生ビロウ樹北限の地である羽島は、日本の黎明を告げた薩摩藩英国留学生渡欧の地であり歴史・文化などの学術的資源を有しており、薩摩藩英国留学生記念館（仮称）の整備を進めています。 海浜公園としての長崎鼻から照島海岸、市来海岸一帯は、豊かな自然を生かした環境整備を進めています。 観音ヶ池市民の森は、千本桜とツツジ、アジサイ等が植栽されており、年間を通して観光客が訪れ	(1) 観光については、本市の有する美しい海岸線や固有の歴史・文化などの自然資源、歴史文化資源の観光資源化を積極的に進めます。  (2) グリーンツーリズムの推進による農水産業の体験型観光資源としての活用、さらには焼酎製造業や水産加工業などの製造過	(1) 観光資源の整備等 ①産業観光の促進 ②グリーンツーリズムなど体験観光の促進 ③観光物販施設の整備促進 ④冠岳周辺の整備推進 ⑤観音ヶ池周辺の整備推進 ⑥観光資源の発掘推進 ⑦スポーツ合宿等の誘致促進 ⑧薩摩藩英国留学生記念館（仮称）の整備・開設 (2) 観光振興の体制づくり ①観光協会運営の支援 ②観光協会等組織の調査

第1部 後期基本計画

ています。

また、冠岳一帯は「歴史・自然の里づくり」としての冠嶽園、冠岳花川砂防公園、冠岳展望公園、観光農園、串木野ダム周辺の公園化などに加え、新たに温泉施設も整備されました。

現在の観光は薩摩金山蔵、ちかび展示館、薩洲濱田屋伝兵衛、観音ヶ池市民の森、冠岳など通過型の形態であるため、全線開業した九州新幹線や薩摩藩英国留学生記念館（仮称）などを活かした新しい観光ルートの創出や、国民宿舎、温泉センターなどの受入体制の充実など滞在型の観光開発、また、イベント、祭りなどを活用した参加型及びグリーンツーリズムなど農林水産業を活用した体験型の民泊やスポーツ合宿等の受入推進による観光客誘致を推進していく必要があります。

また、甌島を含めた周辺市町村の観光地を結ぶ観光ルートの開発・整備とともに、九州西海岸観光ルートの結節基地としての機能を果たすまちづくりを進める必要があります。

さらに、本市の観光振興を図るために総合観光案内所を拠点とした市外への情報発信に取り組んでいく必要があります。

程の観光資源化、合宿誘致促進による交流人口の増加を図り、様々な観光の需要に対応できる体制づくりを進めます。

(3) 本市周辺の観光地とも連携を深め、情報発信など多彩な誘客宣伝活動に努めます。



③総合観光案内所を拠点とした情報発信体制の整備

④観光ボランティアガイドの育成



(3) 情報発信の推進

①観光キャンペーンの推進

②観光プロモーションの推進

③観光案内板の設置推進

④「食のまち いちき串木野」のPR

⑤総合観光案内所 HP 運営等による情報発信

(4) 広域観光の推進



8) コミュニティビジネス^(※)の振興

現況と課題	基本的方向	主要施策
本市におけるコミュニティビジネスについては、市特産品協会による「さのさの館」の運営、いちき特産品振興会によるいちき特産品販売所「季楽館」の運営、各漁協による「市来えびす市場」、「照島海の駅」、「シーポイント」、「うんのもん」の運営、シルバー人材センターなどがあげられ活動しているところです。 少子高齢化が進む中、地域の特性、資源を活かしたコミュニティビジネスが注目を浴びるようになってきました。 そのため、地域の特性を生かした社会づくり、企業や行政等の連携や協働、そして得意分野を活かしたまちづくりの推進を図る必要があります。	地域住民が地域の課題解決や自己実現等、活力ある地域形成を推進するため、まちづくり協議会などの地域住民を主体とするコミュニティビジネスの導入について支援を行います。 また、核となり得るまちづくり協議会等の育成に努めます。	(1) まちづくり協議会やNPO法人などへのコミュニティビジネス導入支援 (2) NPO法人など担い手の育成 (3) 活動拠点となる施設提供の検討や事業の継続性に不可欠な経営指導等の実施 (4) 高齢者・障がい者等の就業機会の創出 ①シルバー人材センター登録及び活用の推進 ②事業者への啓発強化 (5) グリーンツーリズムの推進



※コミュニティビジネス…地域で今まで眠っていた労働力、原材料、ノウハウ、技術などの資源を活かし、地域住民が主体となって自発的に地域の問題に取り組み、ビジネスとして成立させていくこと。

第4章 利便性が高く美しいまちを創造する『快適な環境のまちづくり』

第1節 社会基盤

1) 道路・交通網の整備

1) - 1 道 路

現況と課題	基本的方向	主要施策
本市の道路・交通網は、南九州西回り自動車道と国道3号を軸として、隣接市との一体化を促進する主要地方道の串木野樋脇線、一般地方道の荒川川内線、郷戸市来線が幹線道路となっており、串木野新港・西薩中核工業団地等の臨海部へのアクセス道路や中心市街地への通過交通の混雑を緩和する環状道路などの都市計画道路、さらには生活道路等の市道が道路網として整備されています。 1. 国 道 国道3号は、バイパス路線も含め実延長14,585m（串木野地域9,241m・市来地域5,344m）、国道270号は、6,244m（市来地域のみ）となっています。市街地については、土地地区画整理事業に伴い整備がなされましたが、区域外については、一部狭隘で歩道もなく危険な区域があります。 また、神村学園前駅などの右折車線の整備や歩道の拡張が求められています。さらに、バリアフリー化の整備を進めていく必要があります。 2. 県 道 市内の県道は、主要地方道串木野樋脇線外2路線と一般県道郷戸市来線外5路線からなる合計9路線 実延長47,762mです。特に主要地方道の串木野樋脇線や一般地方道の市来停車場線に一部歩道もなく危険な区域があると同時に、バリアフリー化の整備も遅れています。 3. 市 道 本市の市道は、平成23年4月現在で900路線（串木野地域705	南九州西回り自動車道、国道3号・270号、主要地方道及び一般地方道など広域的な交通網と市内交通網の連携を図り、市街地内への通過交通の進入を低減する幹線道路網の整備を促進します。また、あわせて、市街地内の補助幹線道路等の整備を行います。 都市計画道路については、市街地内への通過交通の進入を低減する幹線道路網を整備します。あわせて、交通結節点となる駅前広場や市街地内の補助幹線道路等の整備を行い、広域的な交通体系と地域交通体系の連携した、利便性が高く市街地環境への負荷の小さい道路網の整備と誰もが安心して利用できる人に優しい都市計画道路の整備を促進します。 また、実現化が難しい都市計画道路については「長期未着手都市計画道路見直しガイドライン」に基づき見直しを図ります。 市道については、利便性が高く市街地環境への負荷の小さい道路網の整備を推進するとともに、周辺部への配慮や地域間の交流、円滑な移動の実現をめざし、安全性と効率性を確保するとともに、集落間のネットワーク道路として計画的に整備を図ります。 また、子どもや高齢者、身体障がい者等の交通弱者の社会参加を保障し、利用しやすい公共機関の整備や、歩きやすくて安全な歩行者空間の形成を進め、誰もが安心して利用できるように、歩道や歩道橋、信号機の整備など人に優しい交通施設の整備等道路機能の充実を図ります。 さらに、交通渋滞の解消対策として、右折車線の整備を進めます。	(1) 幹線道路の整備促進 ①国道3号及び270号の整備促進 ②国道3号バイパスの整備促進 ③県道（主要地方道・一般県道）の整備促進 ④国・県道の橋梁整備促進 ⑤市道下塩入線の整備促進 ⑥都市計画道路の整備推進  (2) 生活道路の充実 ①生活道路の改良及び整備促進 ②ネットワーク道路の整備 ③JR 立体交差の整備推進 ④新海瀬橋（仮称）など橋梁の整備・橋梁長寿命化の推進 ⑤神村学園前駅東側道路の整備 (3) 人に優しい道路機能の充実 ①市街地等の道路のユニバーサルデザインの推進

路線・市来地域195路線）で延長340,713m（串木野地域247,678m・市来地域93,035m）です。

串木野地域と市来地域を結ぶ地域連携軸の路線整備が求められています。

また、神村学園前駅周辺では、開発を促進するための区域内道路や地域間を結ぶ道路などの交通体系を整備する必要があります。

(1) 都市計画道路

本市の都市計画道路は39路線が計画決定されていますが、整備状況としては、総計画延長45,547mに対し、整備済延長が約26,920mで整備率は約59.1%となっています。

都市計画道路については、長期未着手のものがあり、現況や社会状況の変化等を踏まえ、計画を再検討する必要があります。



【道路・橋梁の現況】

(平成23年4月現在)

区 分	路線数	実延長(m) A	整備済延長(m) B	舗装済延長(m) C	整備率(%) B÷A	舗装率(%) C÷A	橋 梁	
							橋数	延長(m)
国 道	2	20,829	20,829	20,829	100.0	100.0	18	471
県 道	9	47,762	42,508	47,762	89.0	100.0	36	720
主要地方道	3	28,318	26,948	28,318	95.2	100.0	25	526
一般県道	6	19,444	15,560	19,444	80.0	100.0	11	194
市 道	900	340,713	227,283	328,424	66.7	96.4	160	2,428

※県管理（県道、国道270号）については、平成22年4月現在

区 分	路線数	計画延長(m) A	整備済延長(m) B	整備率(%) B÷A
都市計画道路	39	45,547	26,920	59.1

1) - 2 鉄道・バス

現況と課題	基本的方向	主要施策
(1) 鉄 道 鉄道においては、平成23年3月に九州新幹線鹿児島ルートが全線開業し、さらに在来線についても、平成22年3月に神村学園前駅が新たに開業し、利用者の需要に対応したダイヤ改正が行われるなどサービスの向上が図られ、通勤・通学等市民の日常生活を支える公共機関となっています。	(1) 鉄 道 鉄道については、引き続き鉄道事業者に対して複線化の実現とともに、通勤・通学の利便性向上のための快速便の導入及び串木野駅と市来駅へのユニバーサルデザインの導入を要請します。	(1) 鉄 道 ①鹿児島本線（川内駅～木場茶屋駅間、串木野駅～東市来駅間）の複線化促進 ②在来線のスピード化・増便、新幹線への接続等サービス向上の要請 ③駅舎へのユニバーサルデザイン導入の要請 ④駅周辺の整備（交通結節点としての機能強化（市来駅））

第1部 後期基本計画

しかしながら、昭和43年4月に串木野駅～木場茶屋間が複線化されて以来、いまだに川内駅～木場茶屋駅間（5.7km）及び串木野駅～東市来駅間（10.9km）が取り残されており、交通の高速化の中にあつて不便を強いられています。 また、駅は陸の玄関口及び陸上交通の拠点として機能を有することから、駐車場の整備等周辺環境の整備を進めてきたところですが、高齢化社会がさらに進む中であつては、串木野駅や市来駅舎へのユニバーサルデザインの導入を求める声も多くあります。 (2) 路線バス 地方路線バスにおいては、通勤、通学、通院、買い物等の地域住民の日常生活を支える公共交通機関として重要な役割を果たしていますが、便数、乗り継ぎ等不便さが一部見受けられます。また、利用者が減少傾向にあり、路線維持のために利用者の増加を図る必要があります。 (3) コミュニティ交通システム 平成23年12月から新たなコミュニティ交通システムを導入しました。住民ニーズに対応した、効率的で利便性の高い交通システムの維持・改善を図っていく必要があります。 また、今後、さらなる運行サービスを求める声は高まってくると思われますが、住民主導による新たな地域運行サービスの導入について調査検討していく必要もあります。	 (2) 路線バス 地域住民の日常生活を支えるため、効率的な運行の要請と支援、補助路線については利用促進策を実施していきます。 (3) コミュニティ交通システム 公共交通の乏しい地域住民の日常生活を支えるため、コミュニティバス及び乗り合いタクシーの利便性の高い運行サービスを行うとともに、利用促進を図ります。 また、住民主導による新たな運行サービスについて調査検討を行います。	(2) 路線バス ①路線の運行維持に対する支援と効率的な運行の要請 ②補助路線に対する利用促進策の実施 (3) コミュニティ交通システム ①利用促進策の実施 ②住民主導による新たな運行サービスの調査検討 
--	---	---

2) 港湾機能の充実

現況と課題	基本的方向	主要施策
串木野新港は、甌島への玄関口であり、甌島島民の足として、生活物資の積出港として重要な港です。また、東アジア及び東南アジア諸国に至近距離にあり、極めて優れた交易拠点としての条件を持つ。	串木野新港は、東アジア及び東南アジア諸国に対して極めて優れた交流拠点としての条件を備えているので、港湾施設の整備を図り、この地域を核として沿岸貿易・産業地域となるようなネットワーク	(1) 甌島航路の充実及び内貿の促進 (2) 串木野港の開港指定の実現

ちながら、港湾施設が未だ十分とはいえません。 串木野新港が九州西海岸の物流拠点基地となるには、内貿・外貿にも対応できる機能の整備、充実を図るとともに、港湾機能を補完するアクセス道路等の周辺整備のほか、貿易関連企業の育成・誘致などの産業活性化を図り、港湾の利用を促進する必要があります。	づくりを推進し、港湾利用の促進に努めます。 また、外航船が直接入港できるよう関税法に基づく開港指定をめざします。	(3) 貿易関連企業の育成・誘致及び港湾利用型企業の誘致 (4) 港湾施設の整備 (5) 係留施設及び外郭施設の整備
--	--	---

3) 海岸・河川の整備

現況と課題	基本的方向	主要施策
本市は西側を海に面し、市街地内を五反田川、八房川、大里川等の河川が貫流しています。 これら海岸、河川等については、高潮、土石流、河川の氾濫等の災害から安全な市民生活を保障する防災性の向上が基本であり、今後も災害発生危険箇所の解消に努める必要があります。 本市の海岸は吹上浜県立自然公園に属しており、白砂青松の美しい景観を有し、重要な自然環境資源として市民に認知されていますが、近年、海岸線の侵食が進んでいることから、海岸に生息する生態系の保全に配慮しつつ海岸環境の整備をする必要があります。 河川は、市民の飲料水や農業用水等に利用するとともに、都市生活に潤いをもたらす身近な自然環境資源です。そのため、水質の保全に努めるとともに農業用水等の確保を図り、自然に親しみ、憩いの場となる水辺空間を構築していく必要があります。	海岸や河川等については、高潮災害、河川の氾濫、土石流災害等から人命と財産を守るための整備を進めるとともに、自然に親しみ憩える快適な水辺空間の構築を図るため、親水護岸の整備を進めます。また、農業用水などの安定確保のため、溜池・堰・用水路等の整備を進めます。 産卵に訪れるウミガメの保護、海岸や河川に生息するシオマネキ、ホタル、淡水魚などの生態系の保全に配慮しながら、海岸・河川環境の整備を進めます。 	(1) 海岸環境の整備促進（白浜地区・沖之浜地区） (2) 災害に強い海岸の保全 (3) 保安林の機能維持と活用 (4) 河川護岸の整備 (5) 河川改修事業の促進 (6) 河川環境・水質の保全 (7) 親水性の高い河川空間の形成 (8) 農業用水等の確保 (9) 火山砂防事業の促進

4) 公園・緑地の整備

現況と課題	基本的方向	主要施策
市街地の公園・緑地は、市民のレクリエーションと憩い・ふれあいの場で、豊かなコミュニティの形成並びに健康増進を図る場として重要な役割を果たしています。 中でも、都市公園は、39箇所あ	(1) 地域特性を活かした公園・緑地の整備 本市の特性である美しい海浜や河川への親水公園、緑豊かな山林への散策路の整備を進めます。また、自然に親しめるとともに、ス	(1) 海洋性レクリエーションの場としての吹上浜県立自然公園の整備促進 (2) 公園・広場整備の推進（神村学園前駅周辺等）

第1部 後期基本計画

り、面積は50.18haで、都市公園における市民1人当たりの公園面積は18.03㎡/人で国の目標水準10.0㎡/人を上回っています。 近年における市民生活の向上、余暇時間の増加、災害発生時の避難場所等として、公園の利用はますます増大するものと予測され、防災機能やユニバーサルデザインに対応した公園・広場の適正な整備を図っていく必要があります。 維持管理については、指定管理者制度により経費節減と効率化を図り、市民との協働による維持管理体制の構築、既存公園の老朽化に伴う年次的な施設の改修、改善を行い、利便性の向上と安全の確保を図る必要があります。	スポーツ・レクリエーション活動、健康づくりや地域コミュニティ等の場となるような公園整備を進め、市民に安らぎと潤いを与えます。 (2) 身近な公園の整備 災害時の一次避難地となり得る公園の整備に努めるとともに、既存公園については、バリアフリー化や地域の実情に応じたりリニューアル等、維持・管理方法を利用者である地域住民を交えて検討し、魅力向上に努めます。	(3) 花や緑の植栽など美しい快適な街並みの整備 (4) 既設公園のバリアフリー化や地域の実情に応じたりリニューアル等の促進 (5) 子育てや高齢者の交流の場となるコミュニティ公園の整備 (6) 共生協働のまちづくりと一体となった維持管理体制づくり (7) 河川部における親水公園の整備
--	---	--

5) 住宅の充実

現況と課題	基本的方向	主要施策
(1) 公営住宅 公営住宅は、市営住宅で28団地、管理戸数533戸、県営住宅で5団地319戸を有しており、さらにウッドタウン団地に市営住宅の建設を進めています。 しかしながら、現存の市営住宅は、狭小で老朽化し、現在の生活水準に適合する設備及びバリアフリー等が未整備の住宅が存在します。また、耐震強度を充たしていない住宅もあり、その改修と老朽化住宅の建替えが必要となっています。 (2) 定住促進住宅 定住促進住宅は酔之尾東団地に64戸を有し、子育て支援住宅として利用されており、市外からの定住促進を図っています。 (3) 一般住宅（公営住宅、定住促進住宅以外） 依然としてがけ地の崩壊等により災害を受ける恐れが予想される危険な住宅も存在していることから、これらの住宅の移転を促進し、	(1) 老朽化した公営住宅の今後の方向性について、新築・建替・改修又は処分を含め、長寿命化計画に基づき進めます。 (2) 公営住宅の住民が安心して暮らせるよう住宅の耐震化等を進めます。 (3) 危険地等に存在する住宅について、移転等を促進します。	(1) 公営住宅等長寿命化計画の推進 (2) 公営住宅の耐震補強の促進 (3) 危険地域住宅対策の推進 ①がけ地近接等危険住宅移転事業の実施 ②常時浸水危険住宅移転等事業の実施

市民の安全確保を図る必要があります。 また、市内には民間空き家も多く存在することから、空き家の利活用について検討する必要があります。 分譲住宅団地としては、ウッドタウン団地、羽島矢倉団地、羽島松尾団地、市来小城団地、芹ヶ野団地を有しています。	(4) 民間空き家の活用方法を検討するとともに定住促進補助制度の周知等を図り、分譲団地の販売を促進します。 (5) 少子高齢化社会に向け、健康者はもちろん障がい者、高齢者及び幼児など、誰もが住みやすい環境の創出を行うユニバーサルデザインに配慮した高福祉住宅整備を促進するとともに、既存の建物についても、バリアフリー化を促進します。	(4) 民間空き家活用方法の検討 (5) 定住促進補助制度の周知 (6) 分譲住宅団地売却の推進 (7) 公共空間の先導的なバリアフリー化や居宅介護住宅改修等の福祉施策の推進
--	---	---

【本市における公営住宅・分譲団地の整備状況】

(平成23年度末現在)

公営住宅	住宅名	棟数	戸数	建築年	住宅名	棟数	戸数	建築年
市営住宅	塩屋堀住宅	3	12	昭28・昭37	新田住宅	2	11	昭47・昭48
	新生町住宅	5	5	昭34	佐保井住宅	6	27	昭51・昭52
	郷野原住宅	12	37	昭35～昭50	珍ノ山住宅	1	5	昭54
	土川住宅	3	4	昭40・昭41	中組住宅	5	22	昭56～昭60
	袴田住宅	8	13	昭37・昭40	松下住宅	4	6	昭61
	照島住宅	2	5	昭40	芹ヶ野住宅	7	14	昭63・H元
	羽島住宅	1	5	昭40	金山住宅	2	4	平元
	大六野住宅	1	4	昭40	ひばりが丘住宅	7	80	平元・平2
	冠岳住宅	1	2	昭40	文京町団地	5	52	平5・平6
	旭住宅	1	5	昭40	日ノ出住宅	5	98	平9～平14
	胡麻堀住宅	2	4	昭41	ウッドタウン串木野団地	20	40	平10～平23
	松尾住宅	1	4	昭41	荒川住宅	4	8	平13～平17
	森木住宅	4	15	昭41	平佐原住宅	2	18	平16・平17
	浜西住宅	1	15	昭41	酔之尾東団地	2	16	昭55
計						117	531	
市営住宅（特定公共賃貸住宅）					ウッドタウン串木野団地	1	2	平10
市営住宅団地（定住促進住宅）					酔之尾東団地	2	64	昭55
県営住宅	塩田住宅	5	111	昭49～昭51	市来団地	5	48	昭61～昭63
	ひばりが丘団地	5	58	平元～平2	橋ノ口団地	3	48	昭53～昭55
	ウッドタウン串木野団地	27	54	平10～平12	計	45	319	
分譲団地	分譲団地名	区画数	分譲済	建築済	分譲団地名	区画数	分譲済	建築済
	ウッドタウン団地	50	13	12	荒川団地	5	5	4
	羽島矢倉団地	14	10	8	芹ヶ野団地	8	6	5
	羽島松尾団地	11	10	7	市来小城団地	50	30	23
					計	138	74	59

第1部 後期基本計画

6) 市街地の整備

現況と課題	基本的方向	主要施策
区画整理事業は、都市基盤・生活基盤施設と良好な宅地供給を一体的に整備改善でき、健全な市街地の形成、良好な住環境の整備に最適な事業であることから、戦前の第一地区（島平）を始めとして、あわせて9地区の施工が完了しています。その合計面積は約275haで、用途地域面積（721ha）の約38%に相当します。 中心市街地の大部分は、これらの区画整理事業によって整然とした区画道路となっています。 現在施工中の麓地区の施工区域面積は44haで事業完了年度は平成29年度を予定しています。 また、西薩中核工業団地に隣接する野元平江地区と市来駅前地区については、都市計画決定道路が未整備で道路の幅員が狭く歩道も整備されていないため早期着工が望まれています。	(1) 麓土地区画整理事業を推進するとともに、野元平江地区、市来駅前地区を整備促進地区として位置付け、土地区画整理事業等の面整備手法による基盤施設整備を促進します。 また、公園、駐車場対策を行います。 (2) 快適機能的な都市機能の充実のため都市開発を進めます。 (3) 都市計画法に基づいて、住環境の保護を目的とする用途地域の変更を行います。 (4) 市街地の周辺部においては、土地利用計画及び地域の実態に即応した都市計画事業を行います。 (5) 開発許可制度に基づく宅地造成事業については、有効適切な指導・規制・誘導を行い、計画的な市街地形成を図ります。	(1) 土地区画整理事業の推進、公園・駐車場対策の実施 (2) 市来駅周辺の整備 (3) 用途地域の見直し (4) 都市計画道路の整備を促進し、臨海部と南九州西回り自動車道・国道3号間の交通の市街地通過を緩和するための環状道路の整備 (5) 神村学園前駅周辺地区の開発促進

7) 都市景観の形成

現況と課題	基本的方向	主要施策
本市は、薩摩半島北西部、日本三大砂丘のひとつである吹上浜北端に位置し、白砂青松の美しい海岸線を有し温暖な気候となっています。 近代日本の黎明を告げた薩摩藩英国留学生渡欧の地、いにしえからの徐福伝説が息づく歴史文化、観音ヶ池市民の森、冠岳などの自然景勝地と七夕踊などの様々な郷土芸能、また、串木野浜競馬大会、さのさ祭などのイベントや焼酎、さつまあげ、まぐろラーメン等の地元特産品のある豊かな風土と歴史や文化を感じさせる多種多様な地域資源が数多くあります。 このような地域資源を生かした	(1) 各地域の景観特性や景観要因を保全・再生・活用し、市民が親しめる景観の形成を図ります。 また、地域の拠点となる駅周辺、商店街、住宅地などにおける整備では、新たなまちの顔となる景観の創造に努めます。 さらに、街路、公園、公共の建物などの公共空間の整備では、周辺環境や夜間の景観に配慮して地域性豊かで魅力的な空間形成を創出します。 (2) 歴史的景観資源の保全・再生・活用等を進めます。	(1) 地域特性を生かした創造性豊かな景観形成の推進 (2) 歴史的街並み景観の保全・再生・活用

個性ある景観の創造・保全が望まれています。 景観は、市民全ての共有の財産であり、これらを魅力的に磨き上げていくために、市民、事業者、行政のそれぞれが、より良いまちに育てていこうという姿勢をもつとともに、市民が都市景観形成に積極的に参加することが望まれています。	(3) 公園・道路の花や樹木を充実させ、緑豊かで、四季を通じて花木の香りに満ちているまちづくりを進め、その美しい景観の維持・保全に努めます。 (4) 市民が快適に暮らせるまちをめざして、清潔で潤いのある環境づくりを行っていくため、市民総参加による環境美化運動を推進します。	(3) 自然環境との共生空間の形成 (4) 市民とともにつくる景観づくりの推進
--	--	---

8) 情報通信基盤の整備

現況と課題	基本的方向	主要施策
情報通信技術の飛躍的な進歩により、社会のあらゆる分野でデジタル化、ネットワーク化等の情報化が進み、日常生活でも広くインターネットが普及するなどIT（情報通信技術）を活用する機会が増えています。 また、これに伴い、通信事業者等による大容量、高速情報サービスの提供が可能な高度情報通信網の整備が進んでいます。 本市においても、これら情報通信技術の進展に対応できる情報基盤の整備と地域情報化施策への取組が必要となっています。 このため、公共施設ネットワークの充実による行政と市民との双方向通信が可能な地域情報ネットワークの整備推進や情報通信技術を活用した行政情報提供など様々な分野での情報化を積極的に推進し、市民サービスの向上や地域の活性化に取り組むとともに、地域の情報格差が生じないよう情報基盤整備を進めていく必要があります。 また、携帯端末の普及や災害時の迅速・的確な情報提供などの課題を踏まえ、新たな情報提供・受信方法を検討する必要があります。 さらに、情報化に対応した推進体制づくりと市民への学習機会の拡充等により利用拡大を図る必要もあります。	(1) 情報通信基盤 市民が情報通信技術に接する機会の拡充や情報通信技術を活用した質の高い公共サービスや行政情報の提供を容易に受けることを可能にするとともに、国・県の情報化施策を活用した高度情報通信網の整備など地域の情報通信基盤の整備を進め、市民生活に即した地域情報化を推進します。 (2) 行政情報化 電子申請の充実等電子自治体の構築を進め、行政情報の電子化の推進とともに、新たな情報通信技術を活用した情報提供に努めます。 (3) 地域情報化 教育・福祉等の市民サービスの向上、行政の効率化、情報格差の是正等の観点から策定した「情報化計画」を進めるとともに技術の進展に沿った見直しを行い、総合的な地域の情報化を推進します。	(1) 情報通信基盤 ①基幹的な高速情報通信基盤の整備促進 ②地域情報通信基盤の整備 ③防災行政無線の整備推進 ④情報化計画の推進 (2) 行政情報化 ①行政情報の電子化の推進・充実 ②電子申請システムの運用・充実 ③公共施設ネットワークの充実 ④新たな情報通信技術を活用した行政情報の提供及び共有 (3) 地域情報化 ①総合行政情報システムの充実 ②地域情報ネットワークの整備推進 ③情報通信技術を活用するための学習機会の拡充

第2編 ゾーン別振興方向

第1章 都市形成ゾーン

- 商店街地域を中心に、周辺部のバリアフリー化の推進や緑化の推進を図ることによって、楽しみながら歩ける環境づくりを進めるとともに、市民や観光客などに対して、わかりやすい誘導サインを導入することなどにより、市の顔にふさわしい、快適で美しい市街地の形成に努めます。
- 駅周辺の整備を進めるとともに、それと連動した形で市街地の活性化を図ります。
- ウッドタウン団地や市来小城団地などへの定住人口の増加を図りつつ、土地区画整理や下水道・合併処理浄化槽の整備等を進め、緑化の推進など景観にも配慮した住み良いまちづくりを進めます。
- 市内各地区との道路・交通網の充実を図るとともに、商業・サービス、医療、教育、スポーツ拠点などの都市機能を充実し、市民の交流拠点としての機能の充実に努めます。

第2章 農と住の調和ゾーン

- 住環境と調和した農用地の利活用に努め、環境や安全面に配慮しながら、儲かる農業の振興を図ります。
- スローライフ^(※)やスローフード^(※)などへの多様な需要に対応する農地付き住宅の整備や農村部の空き家対策を進めることにより、周辺部への定住化をめざすとともに、気軽に農に親しめる環境の整備を図ります。
- グリーンツーリズム協議会との連携や観光農園などの設置促進を図ることにより農業と体験型観光の連携を強化し、都市部住民を対象とした都市農村交流を推進します。

第3章 癒しの森ゾーン

- 冠岳、観音ヶ池周辺、市来貝塚、徐福伝説、各地の伝統芸能などを活かし、本市の歴史・文化を実感できる観光資源ネットワークの形成を図るとともに、農林業も組み合わせた観光振興や環境学習拠点としての整備に努めます。
- 串木野ダムや市来ダム周辺などを親水機能としても活用し、市民や来訪者に対する「癒し」の空間としての整備に努めます。
- 林業振興のため、適切な森林施業に努めるとともに、水産業や下流域の生活環境にとっても重要な山林保全に努め、後継者対策など地域産業の振興や市民生活の充実のための施策を総合的に講じます。

第4章 海洋活力ゾーン

- 漁港や漁場の整備を進めるとともに、串木野漁港についてはまぐろ漁業母港基地化を推進します。
- 串木野新港については、生活航路の充実に努め、開港をめざし物流拠点基地として機能向上に向けた取組を進め、また、西薩中核工業団地等への企業誘致及びレアメタル国家備蓄基地の誘致を推進し、産業活性化や雇用拡大に努めます。
- 吹上浜や美しい海岸線、フィッシャリーナ、海産物等の海洋資源、薩摩藩英国留学生記念館（仮称）、温泉等を活かした観光のまちづくりを推進するとともに、スポーツキャンプや大会の誘致などを進めることによって、うるおいのある市民生活の実現や交流人口の拡大を図ります。

※スローライフ…スピードや効率を重視した現代社会とは対照的に、ゆったりと、マイペースで人生を楽しもうというライフスタイル。

※スローフード…食生活を見直そうとする運動。伝統的な食材や料理を守り、質の良い食材を提供する小生産者を保護し、消費者に味の教育を行う。イタリアで始まった運動が世界的に広まった。

第3編 新市創生プログラム

第1章 地域ブランド^(※)形成プログラム

1. 地域ブランド形成戦略の推進

- 地域ブランド形成戦略指針としての「食のまちづくり」「英語のまちづくり」

2. 地域ブランド・マネジメント体制の構築

- 民間が主体となった地域ブランド・マネジメント組織の設置
- 行政における地域ブランドの支援
- 商標の登録及び商標の管理
- 認証制度の導入など品質管理体制の充実

3. 地域ブランドの改善・向上

- 市内高校などとの連携強化による新たな農水産物、農水産加工品等の開発
- 地域資源の活用など新商品開発への支援

第2章 食関連産業活性化プログラム

1. 地域ブランド形成の中核となる食関連産業の振興

- 第一次産品、食関連の製造業における地域ブランド「食のまち」を意識した生産活動の促進
- 地産地消の推進による市民の地域理解の醸成と消費拡大
- まぐろや焼酎などを中心とした地域商品の販売促進活動の強化
- 認証制度の導入による品質管理体制の強化

2. 観光資源及び街並みの整備

- 本市の歴史や文化の観光資源化
- 市街地などにおける地域ブランドを実感できる環境づくり
- まぐろラーメン、焼酎、つけあげ（さつまあげ）などを活用した観光集客事業の実施支援
- フィッシャリーナなど海・海岸線を活用した海洋性レクリエーションの形成

3. 港湾機能の強化

- 沿岸貿易・産業地域となるようなネットワークづくり
- 港湾施設のさらなる整備促進

第3章 快適で美しい「生活・活動・交流空間」形成プログラム

1. 美しく利便性の高い市街地の形成

- 良好な景観の誘導
- 土地区画整理事業の推進による良好な居住環境の整備
- ユニバーサルデザインによる歩道の整備
- 花や緑空間の拡大など歩いて楽しい市街地の整備
- 都市公園の整備
- 花や緑の植栽等の整備

2. 交通結節機能の強化

- 国道3号バイパスなどの整備による交通渋滞の緩和など
- 港湾機能の充実

※地域ブランド…地域固有の資源である商品・サービスの個別ブランドに対して、総括的地域イメージや信頼性、旅情感などを付加すること。市場における競争力が一層増すことが可能となる。

- 駅周辺部の整備
- 地域循環バスの利便性向上
- インターチェンジへのアクセス整備

3. 河川の整備

- 河川の総合的な活用
- 自然体験や環境学習の場となる河川空間の整備

第4章 「教育のまち」形成プログラム

1. 文化的な活動の推進

- 地区拠点の活用による身近な文化環境の整備
- 中央公民館等における学習・文化機能の向上
- 多様な伝統芸能の保存継承活動の促進
- 姉妹都市・友好都市との交流促進
- 東アジア及び東南アジア地域等との連携強化
- 薩摩藩英国留学生記念館（仮称）の整備・活用

2. 生涯学習の推進

- 国際化や情報化など時代に対応した生涯学習メニューの導入
- 生涯学習ボランティア登録制度による学習成果の地域還元
- 学習グループに対する出前講座の実施
- 生涯学習や文化拠点施設の設備等の充実
- 各種生涯学習施設のネットワーク化の推進
- 青少年の健全育成の推進
- 英語のまちづくりの推進

3. 学校教育の充実

- 市3アップ（学力、思いやり、体力・気力）作戦の推進
- 基礎基本の定着による学力向上の推進
- 人権尊重に基づいた生徒指導の充実
- 一校一運動による体力・気力の向上
- 一人ひとりに応じた特別支援教育の充実
- 地域人材の活用による体験活動の充実
- 「英語のまち」事業の推進

4. 高等学校との連携強化

- 市内高校との連携強化による新たな農水産物・農水産加工品などの開発
- 幼稚園、小中学校と高等学校との連携強化
- 特色ある先進的な学科の要請

5. スポーツ活動の推進

- 総合運動公園の整備及び利用促進
- 競技スポーツの振興
- 総合型地域スポーツクラブなど活動組織の育成
- スポーツに関連する人材の育成・確保
- スポーツイベントの開催・誘致

6. 安全なまちづくりの推進

- 地域防犯体制などの充実
- 通学路等への街路灯の設置